

司法権の作用をめぐる国家賠償法制の比較法的研究（下）

葉  
陵  
陵

目次

- 一 序論
- 二 司法賠償責任の帰責原則
- 三 大陸法諸国における司法権の作用による国家賠償責任
- 四 英米法諸国における司法権の作用による国家賠償責任（以上第一〇一号）
- 五 日本における司法権の作用による国家賠償責任（以下本号）
  - 1 司法権の行使に対する国家賠償法の適用
  - 2 裁判をめぐる国賠訴訟の立場と類型
- 六 中国における司法権の作用による国家賠償責任
  - 1 司法賠償の範囲と判例の動向
    - (1) 人身権の侵害に対する刑事賠償
    - (2) 財産権の侵害に対する刑事賠償
    - (3) 非刑事司法賠償

- (4) 司法賠償の免責範囲
- 2 司法賠償の手續と問題点
  - (1) 賠償義務機關処理前置手續
    - a、確認手續
    - b、賠償義務機關処理手續
  - (2) 不服審査手續
  - (3) 人民法院賠償委員會決定手續
- 3 司法賠償の実施と課題
- 七 刑事補償法制による司法救済の法理と特色
  - 1 刑事補償法に基づく日本の刑事補償制度
  - 2 刑事訴訟追措置補償法に基づくドイツの刑事補償制度
  - 3 刑事訴訟法に基づくフランスの刑事補償制度
  - 4 刑事補償法に基づく韓国の刑事補償制度
  - 5 冤獄賠償法に基づく台湾の刑事補償制度
- 八 結語

## 五 日本における司法権の作用による国家賠償責任

### 1 司法権の行使に対する国家賠償法の適用

明治憲法下においては、明治憲法の条文中に国家賠償に関する明文の規定は存在せず、一般法としての国家賠償法も存在しなかった。国家行為が公法上の行為と私法上の行為とに区別され、天皇の官吏であった公務員が職務の範囲内で行った公法行為によつて他人に損害を及ぼした場合は、国は損害賠償の責任を負う必要がなかった。権力的作用における公務員個人の賠償責任についても、例外的に、故意または重大な過失ある場合にのみ賠償責任を認めた特別の規定（公証人法第六条、戸籍法第四条等）があつたものの、裁判例は一般に、裁判官の個人責任を否定していた。<sup>48)</sup>

戦後の日本においては、国民主権の立場に基づき民主主義の理念に導かれた新憲法は、その一七条で「何人も公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」と定めて、国家無答責の原理の放棄を宣言した。新憲法は、国家補償の法制度として、国家賠償（二七条）、損失補償（二九条三項）及び刑事補償（四〇条）を認めているが、国家賠償制度は昭和二二年に施行された国家賠償法により、刑事補償制度は昭和二五年に施行された刑事補償法により、それぞれ憲法の精神を具体的に実現している。国賠法は、違法かつ過失ある公権力の行使（第一条）や公の営造物の設置管理の瑕疵による国家

賠償責任（第二条）を明定しているが、違法な司法権の行使によって発生した損害については、特別の規定を置いていない。しかし、国家賠償法案の国会での審議過程において提出された報告書の中には、「公権力」の中に警察権、司法権等が例示され、裁判官も「公務員」に含まれるという旨の政府委員の答弁があったことに鑑みると、司法権に対する一条の適用は当然のこととして何ら疑義を生じなかつたものと推察される。<sup>165</sup>要するに、裁判官の職務行為に対し、一条の適用を肯定する見方が通説である。これに対し、裁判官の独立や上訴制度の存在等を理由に、一条の適用を全面的に否定したり制限したりする見解も根強く主張されてきたものの、制限説は、近時有力説になりつつあるが、否定説は少数説にとどまっている。このように、日本では、司法の責任も、立法者の責任も、立法的に処理されることはなく、解釈問題として取扱われることになっている。<sup>166</sup>

国家賠償法施行後しばらくは、第一条の公権力の行使とは、行政権のみならず、立法権、司法権をも含まれるものであり、特に司法を除く旨の明文規定がない以上、裁判官の職務行為についても適用があるとの適用肯定説は、学説・判例ともに当然の前提として、争いがなかつたほど圧倒的な見解であり、<sup>167</sup>裁判官の職務行為を除外した裁判例もなかつた。<sup>168</sup>そして、司法権の作用として行われる公権力の行使に関する事項には、純粹の司法作用である民事及び刑事の裁判とその執行並びにこれに関連する検察、警察の作用をも包含するものとされる。<sup>169</sup>

適用肯定説の論拠としては、憲法第一七条、国賠法の原点が、国家無答責の原則の完全放棄にあるから、裁判官にだけ聖域を設けるわけにいかないこと、国賠法も、裁判官の国家賠償責任を除外する規定を設けていないこと、裁判官の独立の原則は、裁判官の絶対無答責を意味しないこと、前訴判決の訴訟物と国賠訴訟のそれとは異なり、前訴裁判の違法性の有無を判断することは、司法制度の本質、法の解釈適用の本質に反するものではなく、かえって公権力の違法な行使から広く国民の権利を救済、擁護しようとする憲法第一七条の精神、国賠法第一条の立法目

的に合致すること等が挙げられる。<sup>106)</sup>

これに対し、適用否定説は、英米法における司法免責の法理や司法審査の範囲と基準等の基本原則を参考したうえで、日本においても裁判官の独立という司法権に固有な本質的見地から、「法律上の明文の規定がないからといって、裁判官のあらゆる職務上の行為について、裁判官を法廷に喚問し、その行為の合理性ないし心証形成過程まで、公開の法廷における審理の対象となりうる可能性を認めて放置しておくことが妥当とは思わない」と主張する。<sup>107)</sup> また、「権力分立制の下において、国賠法の目的は行政作用によって国民が受けた損害の救済にあるとするならば、これを立法作用及び司法作用に適用するのは適當ではない」として、「司法作用については、司法裁判所の判断の独立性の見地から、国賠訴訟にこれを含めることは種々の点で無理がある。」と解されている。<sup>108)</sup> しかし、このような解釈に対しては当然にも、国または公共団体に対する国民の権利利益を保護するための司法的救済の途を狭くすると同時に、国賠訴訟を旧憲法下の状態に復帰させるだけではないかとの批判があったのである。<sup>109)</sup>

また、ドイツの国家責任法が裁判官の職務行為に制限的であることを参酌しながら、日本の解釈論として、一定の類型に適用を制限する適用制限説も主張された。この説はさらに、①上訴等の不服申立手続により前訴判決が取り消されたか再審事由が発生した場合に限り国賠法の適用があるとする説、<sup>110)</sup> ②担当裁判官に明白な害意があり、かつ、過失なしに上訴等の救済手続により損害を除去できなかったとき等、特別の事情がない限り違法の主張ができないとする説、<sup>111)</sup> ③裁判官の職務行為のうち、本来の司法権能を除いた行政的性格を持つ判断作用に限り国賠法の適用があるとする説などに細分することができる。<sup>112)</sup>

適用制限説の論拠は、まず、「裁判官に悪意による事実認定又は法令解釈の歪曲がある場合のみ、国家賠償法の対象となりうることになり、概ねドイツ法とその結果を一にすることになろう。」しかし、「単なる事実認定におけ

る経験則の違背、裁判官の独立が端的に示される法令の解釈の誤謬は、当該事件の手続内で正されるべき違法であつて、国家賠償法が適用される違法問題にならない<sup>(17)</sup>。したがって、「事件担当の裁判官が、当該事件について刑事上罰すべき行為があるか、あるいは故意に事実認定なり法令の解釈適用を歪曲して行つた場合にのみ、その責任を負うと解すべきである<sup>(18)</sup>」。すなわち、司法作用の違法性判断については、「司法作用に関する責任法理が行政作用と異なる考慮を必要とすることも否定し得ない<sup>(19)</sup>」として、行政作用と異なつた審査基準が採用されるべきであるといふ。次いで、上訴再審問等の救済手段を経由せずに前訴裁判の判断の適否を直接審判の対象にすることは、訴訟構造・裁判制度の本質に反し、法的安定性に背馳することになる。「前訴の裁判官の心証形成過程や裁判の合理性についてまで法廷での追及の対象とする可能性を認めることは、裁判の独立への侵害の危険性を多分にはらんでい<sup>(20)</sup>」ことが強調される。更に、三審制の存在理由等から、前訴判決に示された判断は、当該上訴、再審等の手続により違法が確定され又は再審事由が発生しない限り、後訴判決においても適法性の推定が働き拘束力が及ぶものとして<sup>(21)</sup>いる。適用制限説は、如何なる場合にも、司法免責が認められるとすると適用否定説と差異があるものの、両説の論拠は、概ね裁判の法的安定性、前訴裁判の拘束性または裁判官の独立性にあるように思われる。このような見解は、その後の裁判例に影響するところが大きかつたのである<sup>(22)</sup>。

## 2 裁判をめぐる国賠訴訟の立場と類型

裁判例の動向については、学説の推移と類似した経過を辿っている。すなわち、法制定以降久しく適用は当然のこととして格別問題にされなかつたところ、この適用肯定説に疑問を抱き、従来の判例の趨勢に抗して適用否定説を初めて展開したのは、釧路地裁帯広支部昭和三十七年六月四日（訟務月報八卷八号一三一頁）である。この控訴

中の民事事件の第一審判決の違法を主張する国家賠償請求事件においては、「原告が主張する判決の違法は専ら訴訟法の定める上訴あるいは再審の訴により、これが是正を求むべきであるから、原告の本件訴は不適法であり、かつ、この瑕疵は補正することができないから、口頭弁論を開くまでもなく、本件訴は却下を免れない。」と判令された。この判決が契機となつて裁判の違法を理由とする国家賠償請求を否定ないし制限する下級裁判例が続出するに至つた。<sup>94)</sup>

裁判官の職務行為について適用肯定説をとることを明言しながら、無条件の適用という通説とは異なり、西村宏一氏の説と同じく制限附適用説を主張する初の最判昭和四三年三月一日（判例時報五二四号四八頁）は、法廷等の秩序維持に関する法律に基づく過料の制裁決定に対する抗告、特別抗告が棄却された後、当該制裁決定の違法を理由とする国家賠償請求に対して「裁判官のなす職務上の行為について、一般に国家賠償法の適用があることは所論のとおりであつて、裁判官の行う裁判についても、その本質に由来する制約はあるが、同法の適用が当然排除されるものではない。しかしながら、……前記決定が確定するに至つたというのであるから、他に特段の事情のない限り、右裁判官のした所論の行為には何らの違法もなかつたものと解するのが相当である。」と判令した。ただし、この判旨は、「制約」や「特段の事情」の内容に関する説明がなかつたため、実際いかなる場合に裁判につき国家賠償責任が成立するのか判然としなかつたが、一般的には適用制限説に従つた最高裁の判例として理解されることが多い。<sup>95)</sup>

最判昭和五七年三月一二日（最高裁判所民事判例集三六卷三号三二九頁）は、争訟の裁判が国賠法上違法となる基準を示した点で、リーディングケースとされている。判旨は「裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によつて是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによつて当然に国賠法一条一項の規定にいう違法な

行為があつたものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるわけのものではなく、右責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに違背してこれを行使したものと認めうるような特別の事情のあることを必要とするのが相当である。」としている。

この判決は一応適用肯定説に立つものと見られ、妥当な判断と評価される一方、適用肯定説と言つても確定判決の無制限の再審査を許容するものではなく、違法性の面において裁判の特殊性が考慮されたことには争いがなく、適用肯定説と位置づけることは理論上の問題としての意味しかない。端的に適用制限説に立つものと理解した方が実体に合致しているとの意見もある。また、この判決は、民事確定判決の違法を理由とする国家賠償に関するものであるが、最判平成二年七月二〇日（最高裁判所民事判例集四四卷五号九二八頁）は、刑事判決の違法を理由とする国家賠償請求に対して、再審により無罪が確定した場合も「その理は……異ならない」として、昭和五七年判決の法理を引用したうえ、「特別の事情」のある場合に限つて国賠法上違法になるとしている。

この判決で示された違法性の基準については、「我が国の裁判官が、違法又は不当な目的をもって裁判することはまずないし、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いて行使することも、通常の平均的裁判官にはあり得ないことに属する」ため、「裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなどという現実にはあり得ないかあつたとしてもおよそ立証不可能のような特別事情があるときや、裁判官の判断に通常の裁判官としては到底あり得ないような重大な過失がある場合に限るとすることは、事実上裁判所及び裁判官を聖域とし、ここを国賠法上不答責とすることになる」と批判されたように、この違法性基準に非合理性があるとして、この判決は誤判を理由とする国家賠償訴訟の息の根を止めたとも評されている。そして、すべての被害者の公平、迅速な救済という国賠法の原点を貫くためには、「誤判という客観的に違法な行為をした以上、裁判官には少なくとも過失が推定され

るものとし、替え玉として有罪判決を受けた場合のように、誤判の原因につき特に被告人の責に帰すべき特別の事情が認められるときにのみ、違法性が阻却され、あるいは過失の推定が覆えるとすれば足りるのではなからうか<sup>19)</sup> というような主張がなされている。

争訟の裁判をめぐる国家賠償訴訟には、次の三つの類型があるとされる。第一は、敗訴判決に対して上訴と並行して、又は敗訴確定判決に対して再審を経ないで国家賠償を請求する敗訴判決攻撃型である。第二は、判決が上訴、再審により取り消され、確定した後原判決の違法を理由に国家賠償を請求する逆転勝訴確定判決根拠型である。第三は、判決の遅延や強制執行及び勾留等といった行政的性格を有する裁判などである<sup>20)</sup>。敗訴判決攻撃型に属する最高裁昭和四三年、五七年の判決は、その違法性を単に悪意等の場合のみならず、「特別の事情」のある場合にのみ限定したので、「特別の事情」の解釈によっては不誠実不合理説に立つものと解され、又は違法性極度限定型と名付けられている<sup>21)</sup>。

違法性極度限定型の判例の射程距離については、これらの判決によって示された違法性の基準が逆転勝訴確定判決根拠型の国家賠償訴訟にも適用されると解される<sup>22)</sup>。しかし一方、民事裁判と刑事裁判に分けて、民事事件の場合には原判決の取消により原判決の違法を理由とする国家賠償は大幅に制限してよく、違法性極度限定型の違法性基準を柔軟に適用して、「特別の事情」を事例毎に研究していくべきであるが、刑事事件の場合には一旦出された有罪判決により受けた想像を絶する苦痛が逆転無罪判決により完全に回復されるわけではなく、刑事補償でも不十分すぎるので、違法性極度限定型の違法性基準より緩和された「客観的な判断ミス」を基準とすべきであるとともに、裁判官の職務の特殊性に配慮して、裁判官の落ち度としては通常の軽過失ではなく、事実認定の経験則違背（通常の裁判官からみて合理的な事実認定とは言えない場合）や法令の解釈適用における著しい誤りという重大な過失が

あつたような「特別の事情」のあることも必要であるとの見解も出されている。<sup>106</sup>

## 六 中国における司法権の作用による国家賠償責任

社会主義の中国において、公式には主権免責の理論が従来より形成されたことはないと考えられてきた。すなわち、「我が国は、権力が一切人民に属する人民民主独裁の社会主義国家である。人民の合法的權益が害された場合に、国が保護を与えるのは、我が国の社会制度の要請であり、長い間の歴史的経験より得られた結論でもある。早くは、革命成功前の井岡山の時期に毛沢東が、自ら制定した『三大規律八項注意』に、「群衆の如何なる財産にも手を触れぬ」、「その財産を毀損した場合、賠償せねばならぬ」といった規定がある。それらの規定は、我が党、我が国及び我が軍の優れた伝統として、今日まで受け継がれてきている<sup>107</sup>」。したがって、「中国には主権免責、国家免責の伝統がない。中国では、従来より国家と軍隊が人民に何か損失をもたらしたら賠償する必要があつた。国家免責の伝統がないということは国家賠償に関する立法の一つの根拠と言つてよい<sup>108</sup>」。そして、中華人民共和国は一九四九年の建国以来、憲法上、国家賠償について主権免責を否定してきた。例えば、五四年憲法第九七条には、「国家機関及びその勤務人員により公民の権利を侵害され、そのために損害を受けた者は、賠償を受ける権利を有する」と定められた。現行憲法第四一条も、国賠法の憲法上の根拠として、改めて「国家機関及びその勤務人員が公民の権利を侵害したため、に損害を受けた者は、法律の定めるところにより、賠償を受ける権利を有する」と強調している。この点は、諸外国の法制において、主権免責の伝統が根強く続いて来たことを考えると、人民民主主義国家

の特質を示していると言える<sup>18)</sup>。しかし、実際のところ、中国では、基本的法律ですら存在しなかった三〇余年の間には、行政争訟法や国家賠償法を主な内容とする行政救済法制度もその整備が遅れたため、国家機関及びその勤務人員が職務を執行するにあたって、公民の権利を侵害し、損害を与えたことにより生じた紛争は、おおむね行政内部の問題として任意的に処理されることが多く、「法律ないし規範がないので、賠償しなくともよいときに賠償し、賠償しなければならぬときに賠償しなかったこともある」<sup>19)</sup>。けっきょく、中国の国家賠償制度は、建国以降の各次の憲法に根拠となる条項を有しながらも、あくまで「理論的可能性の段階」にとどまり、未整備のままに推移してきたと同時に、事実上の国家無責任の状態が続いていたのである。

国家賠償制度が新たな展開を見せ始めたのは、一九八〇年代後半に入ってからのことである。一九七八年に実施された「民法通則」第一二一条は、「国家機関又はその勤務人員は、その職務を執行するにあたって、公民及び法人の合法的権益を侵害して損害を生じさせた場合には、民事責任を負わなければならない」と定めており、この条項は憲法の関係規定を初めて具体化したものでもあった。そして、一九九〇年一〇月に実施された「行政訴訟法」と一九九一年に実施された「行政不服審査条例」はその直接的契機となった。行訴法の制定同時に、立案者は、行政訴訟において原告が勝訴する場合には、当然に国家賠償の問題が生じるにもかかわらず、国家賠償制度がまだなかったことに鑑み、同法中に「行政不法行為に基づく賠償責任」の一章三箇条を設けることにした。この行訴法における行政賠償の規定は、もっぱら行政機関又はその公務員の違法な具体的行政行為による国家責任を定めたものである。その後、国家賠償法の立法作業も開始され、かつ、一九九四年五月一二日に公布された後、一九九五年一月一日より正式に施行されることになった。この法律は、列挙主義の規定方法<sup>20)</sup>を採っており、行政賠償と司法賠償の範囲、条件、手続等についてより詳細な定めを置いている。

中国の司法賠償が、基本的に国賠法によって定められているが、中国の法体系における法源の一つである最高人民法院と最高人民檢察院の司法解釈も重要な法的根拠となっている。国賠法の施行後、最高人民法院及び最高人民檢察院は、賠償請求人の司法賠償請求権を確実に保障するために、国賠法において明確な条文若しくは詳細な規定を欠く問題について、一連の司法解釈を發布し、司法賠償に対する補足的規定を定めた。例えば、「民事、行政訴訟における司法賠償の若干問題に関する最高人民法院の解釈（法釈〔二〇〇〇〕二七号）」（以下、司法賠償解釈と略称する）、「刑事賠償及び非刑事司法賠償事件事由に関する最高人民法院の暫定規定（試行）法発〔二〇〇〇〕二二号」（以下、賠償事由規定と略称する）、「刑事賠償及び非刑事司法賠償事件立件事務に関する最高人民法院の暫定規定（試行）法発〔二〇〇〇〕二二号」（以下、賠償立件規定と略称する）、「中華人民共和国国家賠償法」の貫徹・執行に基づく賠償委員会の設置に関する最高人民法院の通知（一九九四）、「人民法院賠償委員会による賠償事件の審理手続に関する最高人民法院裁判委員会の暫定規定（法発〔一九九六〕一四号）」（以下、審理手続規定と略称する）、「最高人民法院賠償委員会業務規則（一九九九）」（以下、賠償委員会規則と略称する）、「人民法院による『中華人民共和国国家賠償法』の執行における若干問題に関する最高人民法院の解釈（法発〔一九九六〕一五号）」（以下、執行問題解釈と略称する）、「中華人民共和国国家賠償法」の遡及効及び人民法院賠償委員会の受理範囲の問題に関する最高人民法院の返答（法復〔一九九五〕一号）」（以下、受理範囲返答と略称する）、「人民法院、人民檢察院による共同賠償事件の処理における若干問題に関する最高人民法院・最高人民檢察院の解釈（法発〔一九九七〕一六号、高検会〔一九九七〕一号）」（以下、共同賠償解釈と略称する）、「人民檢察院の刑事賠償業務に関する規定（二〇〇〇）」（以下、刑事賠償規定と略称する）などが、民事、行政訴訟における司法賠償事件の具体的な法律適用、刑事賠償及び非刑事司法賠償事件の立件と事由、人民法院賠償委員会の職務、受理する司法賠償事件の範

囲及び賠償手続などを規範化するために制定されたものである。

### 1 司法賠償の範囲と判例の動向

司法賠償の範囲を確定する基準としては、刑事賠償について無罪賠償原則を採用し、非刑事司法賠償<sup>25</sup>について限定賠償原則を採用しているのは、中国の司法賠償法制における特徴の一つである。無罪賠償原則とは、刑事訴訟の過程において誤った勾留や逮捕、誤った刑罰の執行などがあつたとしても、被害者が後に無罪の判断を受けた場合に限って、国が賠償責任を負うことである。諸外国の刑事補償責任に類似するものとも言える。刑事賠償には、誤った刑事勾留に基づく賠償、誤った逮捕に基づく賠償、誤った逮捕と判決に基づく共同賠償、再審による無罪判決に基づく賠償、拷問による自白の強要による傷害・死亡に基づく賠償、暴力の使用・他人に対する暴力使用の煽動による傷害・死亡に基づく賠償、違法な武器・警棒の使用による傷害・死亡に基づく賠償、違法な刑事封印・差押・凍結・追納に基づく賠償、誤判による罰金・財産の没収に基づく賠償がある（賠償事由規定第一条～九条）。限定賠償原則とは、民事、行政訴訟における司法賠償が国賠法等に列挙されている事項に限って、国が賠償責任を負うことである。具体的には、違法な司法拘引に基づく賠償、違法な司法罰金に基づく賠償、違法な司法勾留に基づく賠償、違法な封印・差押・凍結に基づく賠償、誤った執行に基づく賠償を含んでいる（賠償事由規定第一〇条～一四条）。このように、刑事訴訟における「軽罪重判」や「罪名誤認」というような誤判、又は民事、行政訴訟における誤判などが排除されているので、中国の司法賠償の範囲には実に多くの制約があるものと言わざるを得ない。

(1) 人身権の侵害に対する刑事賠償

国賠法第一五条に基づき、捜査、検察、裁判及び刑事施設管理の職権を行使する機関及びその公務員が職権を行

使用するに当たつて、人身権を侵害する場合には、被害者は、賠償を受ける権利を有するのである。人身権の侵害に對する刑事賠償が具体的に次の六種類に分けられている。

第一は、誤つた刑事勾留に基づく賠償である。勾留は被疑者又は被告人の人身の自由を制限する強制措置である。刑事訴訟法第六〇条により、「犯罪事実があることを証明する証拠があり、懲役以上の刑を科する可能性のある被疑者又は被告人に對し、立保証又は居住監視等の方法によつても、なお社会への危険の発生を防止するのに十分でなく、勾留の必要がある場合には、直ちに法により勾留しなければならない」。そのうち、「犯罪事実があることを証明する証拠」とは、①犯罪事実が発生したことを証明する証拠を有すること、②犯罪事実が被疑者によつて行われたことを証明できる証拠を有すること、③被疑者によつて犯行が行われたことを証明する証拠が調査によつて明らかになつたことを指している<sup>200</sup>。したがつて、捜査、檢察、裁判機関及びその公務員が、「犯罪事実が存在せず、又は犯罪の重大な容疑を証明する事実が存在しない者を誤つて勾留した」（国賠法第一五条一項）場合には、国は賠償責任を負わなければならない。

第二は、誤つた逮捕に基づく賠償である。刑事訴訟手続において、勾留より厳しい強制措置である逮捕の対象は、刑事訴訟法第一条により、次に掲げる事由の一つに該当する現行犯又は重大な容疑者である。すなわち、①現に犯罪を準備中であるか、犯罪を実行中であるか、又は犯行直後であるとき、②被害者又は現場で目撃した者が犯人であると認められたとき、③身边又は住居で犯罪の証拠が発見されたとき、④犯行の後自殺若しくは逃亡を企圖し、又は逃亡中であるとき、⑤証拠の隠滅、偽造、又は供述口裏合わせをする可能性があるとき、⑥真実の氏名、住所を言わず、身元が不明であるとき、⑦放浪中に犯罪を引き起し、何回も罪を犯し、又は集団的犯罪を行う重大な疑いのあるときである。右のような容疑で逮捕された者が、後に無罪の裁判を受けた場合には、「犯罪事実が存在しない者

が誤って逮捕した」(国賠法第一五条二項)として、国は賠償責任を負わなければならない。

第三は、再審による無罪判決に基づく賠償である。無罪の裁判を受けた者が原判決によって刑罰がすでに執行された場合の被害者に対する損害賠償は、諸外国において刑事補償制度として規定される場合も多いが、中国では、司法賠償の核心である刑事賠償の重要な一環として位置づけられている。賠償の要件については、すでに法的効力を生じている判決が、刑訴法による裁判監督手続に基づいて再審に付され、改めて無罪の判決が下された場合において、原判決による刑罰がすでに執行されていたことが明記されている(国賠法第一五条三項)。また、賠償請求人が、判決の法的効力を生じた前に拘禁された場合にも、法により賠償を受ける権利を有する。ただし、人民法院による管制、有期懲役の執行猶予、政治権利の剥奪等の刑罰を受けた者が、法により改めて無罪の判決が下された場合には、国が賠償責任を負わない(執行問題解釈第四条)。すなわち、賠償の範囲は、身体の拘束を受ける刑罰及び未決の抑留等(この場合、被害者は、誤った勾留又は誤った逮捕を賠償事由として賠償を請求することになる)に制限され、身体が拘束されない刑罰を受けた者がたとえ再審の結果無罪とされた場合にも、国家賠償の対象から除外されている。

第四は、拷問によって自白を強要することによる傷害・死亡に基づく賠償である。中国の刑法には「司法関係の公務員が犯罪容疑者、被告人に対し、拷問によって自白を強要し、又は暴力を用いて証言を強要した場合は、三年以下の有期懲役又は拘留に処する。人の傷害、身体障害、死亡を生じさせた場合は、本法第二三四条、第二三二条の規定に照らして重く処罰する」(第二四七条)との規定があり、拷問による自白の強要は刑事責任が追及されるほど厳禁される行為である。しかし、司法関係の公務員がその職権を行使するに当たって、担当者の素質や捜査手法などの要因によって拷問等の暴力を用いて自白を強要する現象は依然として存在している<sup>204</sup>。そのため、国賠法は

その一五條四項で、拷問によって自白を強要して、犯罪容疑者や被告人の身体を傷害し、又は死亡を生じさせた場合には、被害者は、賠償を受ける権利を有すると定めている。

第五は、暴力の使用・他人に対する暴力使用の煽動による傷害・死亡に基づく賠償である。国賠法第一五條四項により、捜査、検察、裁判及び刑事施設管理機関の公務員が職権を行使するに当たって、殴打等の暴力行為により、若しくは他人に殴打等の暴力行為を煽動して、公民の身体を傷害し、又は死亡を生じさせた場合には、被害者も賠償を受ける権利を有する。そのうち、特に刑事施設管理機関の公務員による殴打等の暴力行為が主な対象とされている。刑法第二四八条は、「①監獄、拘留所、拘留所など刑務管理部門の公務員が、監禁、管理される者に対して殴打又は体罰虐待を行い、情状が重い場合は、三年以下の有期懲役又は拘留に処する。情状が特に重い場合は、三年以上一〇年以下の有期懲役に処する。人の傷害、身体障害、死亡を生じさせた場合は、本法第二三四条、第二三条の規定に照らして重く処罰する。②刑務管理部門の公務員が、監禁、管理される者を指示して、他の監禁、管理される者に対して殴打又は体罰虐待を行った場合も、前項の規定により重く処罰する」と定めているため、殴打等の暴力行為を行った刑務管理部門の公務員は、個人的に刑事責任を負わなければならない。一方、全国の刑事施設管理機関を統括する司法部は、国賠法の関係規定に基づき、一九九五年に「司法行政機関による行政賠償、刑事賠償の方法」という行政規則を制定した。その中で、司法行政機関の刑務管理部門の公務員が、職権を行使するに当たって、人身権を侵害する次のような行為がある場合、すなわち①拷問によって自白を強要し、又は受刑者に対して体罰虐待を行い、人の傷害、身体障害、死亡を生じさせたとき、②受刑者を殴打し、又は他人に服役者を殴打することを煽動、放任して、重大な結果をもたらしたとき、③受刑者を侮辱して、重大な結果をもたらしたとき、④正当な理由がなく刑期が満了した受刑者を釈放しないときにおいて、国は被害者に刑事賠償を与えなければならない

ないと定められている(第五条一項一―四号)。他方、最高人民法院の「司法賠償解釈」第五条により、民事、行政訴訟及び執行の過程において、人民法院及びその公務員が行った殴打等の暴力行為により、若しくは他人に殴打等の暴力行為を煽動して、公民の身体を傷害し、又は死亡を生じさせた場合にも、国賠法第一五四項の規定に準用して賠償をしなければならない。

第六は、違法な武器・警棒の使用による傷害・死亡に基づく賠償である。国賠法第一五五項に基づき、司法関係の公務員が職権を行使するに当たって、違法に武器、警棒等を使用して、公民の身体を傷害し、又は死亡を生じさせた場合には、被害者は、賠償を受ける権利を有する。司法部の「司法行政機関による行政賠償、刑事賠償の方法」第五条一項五号も、刑務管理部門の公務員が職権を行使するに当たって、違法に武器、警棒等を使用して、公民の身体を傷害し、又は死亡を生じさせた場合には、刑事賠償をしなければならないと定めている。また、人民法院及びその公務員が民事、行政訴訟及び執行の過程において、違法に武器、警棒等を使用して、公民の身体を傷害し、又は死亡を生じさせた場合にも、国賠法第一五五項の規定に準用して賠償をしなければならない(司法賠償解釈第五条)。

人身権の侵害に対する刑事賠償の裁判例として取り上げている次の事件は、全国でこれまで誤判による勾留期間が最も長く、賠償金額が最も高いとされたものである。<sup>(密)</sup>一九八一年五月一八日の夜中、吉林省輝南県にある鎮郊購買販売協同組合の総合商店は、強奪の被害に遭った。輝南県公安局は、同年五月二四日に施長喜氏(賠償請求人X<sub>1</sub>)、八月一二日に王建中氏(賠償請求人X<sub>2</sub>)をそれぞれ犯罪被疑者として勾留し、かつ、六月二〇日にX<sub>1</sub>に対し、九月二九日にX<sub>2</sub>に対し、逮捕状を出した。同年二月二五日、吉林省通化地区中級人民法院は、X<sub>1</sub>に対して有期懲役一五年の判決、X<sub>2</sub>に対して執行猶予二年の死刑判決(一九八二)刑字第四四号)を言い渡した。被告人

のX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>が上訴しなかった。その後、吉林省高級人民法院（賠償義務機関Y）は、一九八二年十一月九日に（一九八二）刑核字第一六号刑事裁定を下し、右の吉林省通化地区中級人民法院の判決を審査のうえ許可した。

一九九五年七月、吉林省輝南県公安局は、ある事件の捜査で一九八一年五月一日に発生した「商店強奪事件」が実に顧維佳氏、於儉華氏による犯行を明らかにした。そのため、Yは、同年九月一三日に（一九九五）吉高刑再終字第八九号刑事裁定をもつて、Yによる（一九八二）刑核字第一六号刑事裁定、及び吉林省通化地区中級人民法院による（一九八二）刑字第四四号刑事判決を破棄し、原審裁判所である吉林省通化地区中級人民法院に差戻した。当該中級人民法院は、九月一日に行われた再審で、（一九九五）通行監字第三七号刑事判決を下し、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>に対して無罪を宣告した。翌日、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>が釈放された。しかし、それまでX<sub>1</sub>がすでに五二二七日間、X<sub>2</sub>がすでに五一四七日間拘禁されていたのである。そこで、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>は、国賠法の「再審によって改めて無罪の判決があった場合は、効力を生じた原判決をした人民法院を賠償義務機関とする」（第一九条四項）という規定に基づき、誤った原判決を許可して効力を生じさせたことにより、死刑等の刑罰を確定させたYを賠償義務機関として、刑事賠償を請求することにした。

賠償請求人X<sub>1</sub>は、本人が一九八一年五月二三日に輝南県公安局に勾留された後、捜査官から拷問を受けて自白が強要されたので、その拷問に堪えられず「商店強奪事件」の犯人であることを自認せざるを得なかったが、この虚偽の供述により一五年の有期懲役に処せられることになったとして、国賠法の関係規定に基づき、Yに対し、次のような賠償請求を提起した。すなわち、①冤罪の裁判による一切の経済損失を賠償すること。具体的には国の前年度の職員及び労働者の日平均給料である一五、九九元に照らして、冤罪の裁判による五二二五日間の刑期に相当する賠償金を計算し、合計約八、三五万円を賠償する。また、獄中で暴行を受けたことよって負った重傷に対す

る賠償金を国の前年度の職員及び労働者の日平均給料の一〇倍として計算し、合計四、五十一万円を賠償する。その他、獄中での医療費及び補助金一五万円、不服を申し立てるための旅費七、五万円、精神的損失費一一、五万円を賠償する。②本人に対する名誉の回復及び謝罪を求めること。具体的には国家賠償の請求に対する審理の結果を県営テレビで放送し、無実であった本人の名誉を挽回する。③就業の斡旋を要請し、冤罪の裁判による刑期を勤務年数として換算することなどである。

賠償請求人X<sub>1</sub>は、本人が一九八一年八月八日に輝南県公安局に勾留された後、捜査官からの自白の誘導と強要を受けて「商店強奪事件」の犯人であることを認めたことにより、二年執行猶子の死刑に処せられることになったとして、Y<sub>1</sub>に対し、①冤罪賠償金（五一四二日間）、医療費、傷害賠償金、不服を申し立てるための旅費等を含めて、合計約四三、五万円を賠償すること、②再就職の手配を要請すること、③国賠法三〇条の規定により、輝南県朝陽鎮の範囲内において名誉回復の大会を開き、本人及び家族のために悪影響の除去、名誉の回復などを求めた。

賠償請求人X<sub>2</sub>、X<sub>3</sub>の賠償請求に対し、賠償義務機関Y<sub>1</sub>に設置されている賠償委員会は、一九九六年一〇月八日に次のような旨の決定（一九九六）吉高法賠第一号を下した。すなわち、Y<sub>1</sub>が一九八二年一月九日に下した（二九八二）刑核字第一六号刑事裁定は、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>の身体をそれぞれ五二二七日間、五一四七日間拘束する結果をもたらした。X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>の人身の自由を侵害したものである。そのため、違法に職権を行使したことに当たるY<sub>1</sub>は、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>に対して賠償すべきである。そして、国賠法第一五條三項、第一九條四項、第二五條、第二六條の規定に基づき、①Y<sub>1</sub>は、X<sub>1</sub>に二〇、六五万円、X<sub>2</sub>に二〇、四九万円を賠償しなければならない。②X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>のその他の賠償請求を棄却する。

一九九六年二月一日、賠償義務機関Y<sub>1</sub>は、輝南県で会議を開き、右の賠償決定を宣告しながら、その場で賠

償金をX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>に給付した。この賠償決定に対し、X<sub>1</sub>は、異議を示さなかったが、X<sub>2</sub>は、この賠償決定に異議があるとして、国賠法第二一条二項に基づき、同年二月三〇日に、一級上の最高人民法院の賠償委員会に賠償の決定を行うことを申請し、Yに対して以下の賠償を請求した。①冤罪の裁判による五一四三日間の刑期に相当する賠償金として一〇、六九万円を賠償すべきであるとともに、勾留期間中に輝南県公安局で拷問を受けて自白が強要されたばかりでなく、縄で縛られ、殴打、電撃等の暴行を受けたことにより、身体の傷害を生じさせたため、右の賠償金の五倍に当たる五三、四五万円を賠償すべきである。②住宅補助金二万円、長年にわたる不服申立のための諸費用二万円を賠償する。③無罪で釈放されて以来、基本生活費を保証していないことに対する賠償金として一〇、二六万円を請求する。④本人の名誉を回復するために、名誉回復の大会を開くことを要請する。

最高人民法院賠償委員会は、一九九七年八月四日に、本案を審理したうえ、①賠償請求人X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>は、誤判を受け、しかも原判決による刑罰がすでに執行されたにもかかわらず、再審に付されて確認したところ、改めて無罪の判決が下されたため、法により刑事賠償を受けるべきである。②Yによる（一九九六）吉高法賠第一号決定は、事実の認定が明確で、法律の適用が的確である以上、計算の方式及び金額も正確である。③拷問によって自白を強要したことにより、X<sub>2</sub>の身体を傷害したことに基づく賠償の請求については、国賠法第二〇条一項により、まず賠償義務機関に確認を請求しなければならない。また、名誉回復の請求については、Yがすでに会議を開いて賠償の決定を公開に宣告したことがあるため、当該請求を再び支持することはできない。なお、その他の賠償請求にも法の根拠を欠くものとして支持できない。④国賠法第一五条三項、第一九条四項、第二〇条三項、第二一条、第二五条、第二六条、第三三条の規定に基づき、Yによる（一九九六）吉高法賠第一号決定書を維持すると同時に、X<sub>2</sub>によるその他の請求を支持しない、という旨の決定を下したのである。

(2) 財産権の侵害に対する刑事賠償

国賠法第一六条に基づき、捜査、検察、裁判及び刑事施設管理の職権を行使する機関及びその公務員が職権を行使するに当たって、財産権を侵害する場合には、被害者は、賠償を受ける権利を有するのである。財産権の侵害に対する刑事賠償が具体的に次の二種類に分けられている。

第一は、違法な刑事封印・差押・凍結・追納に基づく賠償である。刑事訴訟の過程においては、犯罪捜査の必要に応じて、被疑者の財産に対して封印、差押え、凍結、追納等の強制措置を行うことがある。しかし、国賠法第一六条一項に基づき、司法関係の公務員が、「違法に財産に対して封印、差押え、凍結、追納等の措置を取った」ことにより、財産の所有者に損失を生じさせた場合には、国は賠償責任を負わなければならない。ここにいう「違法」とは、刑法に定められる手続に従わないか、又は事件と関係のない財産を封印、差押え、凍結、追納したことを意味するのである。<sup>23)</sup>

第二は、誤判による罰金・財産の没収に基づく賠償である。国賠法第一六条二項に基づき、裁判監督手続によって再審に付され、改めて無罪の判決があった場合において、原判決による罰金及び財産の没収がすでに執行されていたときは、被害者は、賠償を受ける権利を有する。この場合、無罪の裁判を受けた者の人身権が原判決によって侵害されたのみならず、その財産権も原判決によって侵害されたため、財産権侵害の国家賠償となる。この刑事賠償の要件としては、原判決には罰金や財産の没収といった財産刑罰があったこと、再審に付され改めて無罪の判決があったことよって原判決がすでに無効となったこと、原判決による財産刑罰がすでに執行されていたことが挙げられる。そして、こうした要件に該当する被害者の財産損失に対して、国は賠償責任を負わなければならない。

刑事事件と関係のない者の財産を違法に封印、競売したことによって訴えられた次の裁判例は、検察機関が私人

等の財産権を侵害した場合の刑事賠償事件として典型的なものと言える。一九九五年四月、河南省通許県に住む王春峰氏（賠償請求人X）は、友人の周吉東氏（A）から、Aが借りている家屋（Aと貸主との間には賃貸借契約を結んでいる）を賃借りし、約一五万元をかけて拡張、内装工事を行った後、同年五月一九日に「華梅レストラン」として正式に開業した。

一九九六年三月一九日の午前、Xが、突然通許県人民檢察院（賠償義務機関Y）から電話で呼ばれて、「華梅レストラン」が誰のものか、という尋問を受けた。Xは、本人のものであると答えたところ、腹を立った担当檢察官は、Xに暴行を加えながら、「華梅レストラン」がAのものであると脅迫した。結局のところ、拷問に屈したXは、担当檢察官の誘導した通り、「華梅レストラン」がAのものであることを承認し、かつ、用意された供述記録に署名した。

Yは、Xの供述を根拠に、同日の午後、さっそく「華梅レストラン」に駆付けて捜査を行った後、勤務中の授業員らを追い出して、今から「華梅レストラン」が封印されると宣告した。Xは、Yに封印の理由を尋ねたところ、「華梅レストラン」がAのものであつて、Xと無関係である。Aは公金を流用した容疑があるので、ぞう物をとりにたてるためにこのレストランを封印したのである、との回答を得た。その後、Yは、同年六月二〇日に、合法的評価機構による値段の見積りといった法定の競売手続を踏まずに、勝手に三、八万円の低価格で「華梅レストラン」を第三者に売り払った。

Yに騙されたと感じたXは、国賠法の関係規定に基づき、Yに対して刑事賠償を請求したものの、返答がなかったため、各級の關係部門に不服を申し立てることにした。通許県人民代表大会（県議會に当たる）の法制委員會をはじめとする合同調査チームは、同年七月四日からこの事件の調査を始め、しかも次のような旨の結論を出した。

①「華梅レストラン」の所有権はXに属するものであり、YがXの供述のみで「華梅レストラン」を封印したことは、妥当な職務行為ではない。②Xが自供を翻すために提供した証拠も、調査により成り立つものである。したがって、Yは、自ら誤った右の職務行為を是正し、被害者Xの賠償請求に返答しなければならぬ。

この調査と同じ時期、Yは、Aに対し、四三万余元余りの公金を流用した容疑で公訴を提起したが、通許県人民法院の審理したところ、Aは公金流用罪の主体を構成できないとして、無罪の判決が言い渡された。

一九九八年四月、Xの弛まない努力の下で、Yは、ようやくXの刑事賠償請求を受理し、かつ、同年一月一日に次のような旨の決定を下した。①Xの経営している「華梅レストラン」が、正当な理由なく封印、売却されたため、国賠法第一六条一項に列挙されている賠償事項に属するものとして、刑事賠償を受ける権利を有する。②Xが「華梅レストラン」を開業するための投資及び利息、給与等を合わせて一三、六万円をYにより賠償する。ただし、当該レストランが封印された期間中の経営損失や、Xが殴打によって負った身体障害の治療費、入院費等の請求を棄却する。

Xは、Yの決定した賠償金額に異議があるとして、国賠法第二一条一項に基づき、一級上の開封市人民檢察院に不服審査を申し立てたが、不服審査機関としての当該人民檢察院は、一九九九年一月二二日にXの不服審査請求を棄却し、Yの賠償決定を維持するという旨の不服審査決定を下した。

Xは、また当該不服審査決定に不服があるとして、国賠法第二二条二項に基づき、不服審査機関の所在地の同級人民法院である開封市中級人民法院の賠償委員会に賠償の決定を行うことを申請した。当該中級人民法院賠償委員会は、審理を経たうえ、同年一〇月二八日に次のような旨の決定を下した。①Yは、刑事事件を取り調べた際に、この事件と全く関係のないXの財産権と身体健康権を侵害した。②Yは、「華梅レストラン」を封印した際に、法

定の封印手続に違反していた。③Yは、違法に「華梅レストラン」を売却したことにより、Xに重大な経済損失を生じさせた。そのために、④Yは、Xに対し、金銭賠償を行うと同時に、Xの権利を侵害した行為の影響が及ぶ範囲内において、影響の除去及び謝罪をしなければならない。⑤Yの決定した賠償金額は、事実と法律の規定に合致せず、計算金額にも誤りがあるので、是正すべきである。よって、Yは、Xに対して各種の経済損失を合わせて二六、九八万円を賠償すべきである。

被害者のXは、三年をかけて幾度の紆余曲折を経て、ようやく公正な結果を手に入れた。しかし、Xにとって寝耳に水のような出来事であるが、賠償義務機関のYは、様々な口実で開封市中級人民法院の賠償決定の執行を拒否してきた。つまり、Xの貰った賠償決定は、単なる一枚の「法律空手形」に過ぎないのである。国賠法は、第二三条三項で「人民法院賠償委員会が行った賠償に関する決定は、法律の効力を有する決定であつて、必ず執行しなければならぬ」と定めており、また、最高人民檢察院の「刑事賠償規定」も、第三五条で「違法な侵害行為の存在が人民檢察院によつて確認され、人民法院賠償委員会がすでに賠償決定を行った場合には、賠償義務を負う人民檢察院は、それを執行しなければならない」と定めているが、賠償義務機関が賠償決定の執行を拒否する場合には、賠償請求人が人民法院に強制執行を申請することができるのか、また、人民法院またはその他の司法機関は、強制執行を行う権限を有するのにかつて、明文の規定を置いていない。よって、司法機関としての人民檢察院が、同じく司法機関である人民法院の行った賠償決定の執行を拒む場合に、被害者としては施すべがないのである。このように、被害者Xが得たのは、紙に書かれた公正と正義に過ぎなく、彼は再び苦痛と絶望の境地に陥つたという。この事案からは、司法賠償決定の「執行難」の問題も浮彫りにしたと言える。

③ 非刑事司法賠償

国賠法第三一条に基づき、人民法院は、民事訴訟又は行政訴訟の進行中、訴訟妨害に対する強制措置若しくは保全措置を違法に採り、又は判決、裁定及びその他効力が生じた法律文書を誤って執行することによって損害を生じさせた場合には、国が賠償責任を負わなければならない。すなわち、民事、行政訴訟及び執行における非刑事司法賠償の対象は、民事、行政訴訟における妨害行為に対する違法な強制措置若しくは保全措置、及び判決・裁定等の法律文書に対する執行錯誤行為に限られている。最高人民法院の「司法賠償解釈」は、この三種類の賠償事件の具体的内容を明記している。

まず、訴訟妨害に対する違法な強制措置は、次のような行為を指している。①訴訟妨害行為が存在しない者、又は訴訟妨害行為をしたことを証明する証拠が存在しない者に対し、司法監置、罰金措置を取ったとき。②法定の期限を超過して司法拘留を行ったとき。③同一の訴訟妨害行為に対し、罰金、司法監置の措置を繰り返して行ったとき。④法定の金額を超過して罰金を行ったときである（第二条）。

次に、訴訟妨害に対する違法な保全措置は、次のような行為を指している。①法により取るべきではない保全措置を取り、又は解除すべきではない保全措置を解除したとき。②事件と関係のない者の財産を保全したとき。③申請人の申請した保全金額又は保全範囲を明らかに超過したとき。④封印、差押えた財物に対する保管の職責を履行せず、由々しい無責任によってそれを毀損、滅失させたとき。⑤合法的評価機構によって値段を見積ることなく財産を売り払い、又は法により競売すべき財物を競売に掛けず、強引に他人に売り払ったときである（第三条）。

更に、執行錯誤行為は、既に法的効力が生じた判決、裁定、民事制裁決定、調停、支払令、仲裁裁決、強制執行の効力を有する公証債権文書及び行政処罰、処理決定等に対する執行錯誤を指し、具体的に次のような行為を包含

している。①法的効力がまだ生じていない判決、裁定、民事制裁決定等の法律文書を執行したとき。②法律の規定に違反して先だつて執行を行ったとき。③事件と関係のない者の財産を違法に執行し、かつ、転回執行もできないとき。④申請された金額、範囲を明らかに超過して執行し、かつ、転回執行もできないとき。⑤執行の過程において、封印、差押えた財物に対する保管の職責を履行せず、由々しい無責任によつてそれを毀損、滅失させたとき。⑥執行の過程において、合法な評価機構によつて値段を見積ることなく財産を売り払い、又は法により競売すべき財物を競売に掛けず、強引に他人に売り払ったときである（第四条）。

非刑事司法賠償の事件数は、刑事賠償事件と比べてかなり少ないが、次には、ある基層人民法院が封印の裁定を誤つて執行したことにより、被害者の財産権を侵害して損失を生じさせた司法賠償事件を取り上げる。一九九五年一月、広東省広州市甲区人民法院（賠償義務機関Y）は、張氏（原告A）が乙会社（被告、賠償請求人X）を訴える経済事件を受理した。この事件は、融資の返済をめぐる経済紛争のため、債権者であるAは、財産の担保を提供したうえで財産保全の請求を提起し、債務者であるXの倉庫に貯蔵している五万元に相当する茶葉を封印するよう求めた。同年二月一日、Yは、Xの五万元に相当する茶葉を封印する裁定を下した。しかし、この裁定が執行された際において、当該人民法院の執行員らは、Xの倉庫全体を封印しただけで、倉庫の中にしまっている茶葉の総重量を調べなかった。一九九六年三月二〇日、AがXを訴える経済事件の判決が言い渡され、Xは、五、六万元の負債をAに償還しなければならぬことになった。

この経済紛争には、応決着が付けられた。しかし一方、同年三月二二日、Xは、Yに対して次の賠償請求を提起した。すなわち、当該会社の倉庫に貯蔵している二トンの茶葉（約二〇万元に相当）が、Yによつて一年余り封印されていたため、現在はずでにかびが生えて全部腐ってしまった。そのために、Yは、XからAに返済すべき五、

六万元（約〇、五トンの茶葉に相当）、及び残りの一、五トンの茶葉に相当する一五万元をXに賠償すべきである。この賠償請求に対し、賠償義務機関であるYは、Xの財産に対する封印の裁定が法律の規定に違反していなかったとして、賠償しない決定を下した。Xは、Yの当該決定に異議があるとして、国賠法二二条二項に基づき、その直近上級機関に当たる広州市中級人民法院の賠償委員会に賠償の決定を行うことを申請した。

ところが、広州市中級人民法院賠償委員会は、この賠償請求事件を審理したところ、Yによる封印執行行為の違法性を確認する手続を経ていなかったとして、受理しない決定を下した。その後、Xは、国賠法二〇条二項に基づき、Yに封印執行行為が違法か否かの確認を請求したが、所定の期間を経過した後にも回答を得られなかったため、国賠法二二条一項に基づき、再び広州市中級人民法院の賠償委員会に不服審査を申し立てた。

広州市中級人民法院賠償委員会は、この不服審査を受理して調査したところ、①封印すべき茶葉の範囲は、五万元の負債に相当する部分に限るべきであるが、Yによって実際に封印された茶葉は約二トンもあり、その総額は封印すべき数量の二倍以上を超えたこと、②Yは、茶葉の保存期限に注意を払わず、一定の期間を過ぎてから変質する恐れのある物品に対して適時、適切な措置を取らなかったことにより、茶葉にかびが生えて変質させてしまったこと、③Yは、封印の裁定を執行するに当たり、法定の手続に従って封印すべき財産を点検して詳細の記録を作成することをしなかったというような事実の存在を認定したうえ、同年四月一五日に「甲区人民法院侵害行為違法性確認書」を下し、その中で、Yによる封印裁定の執行行為が民訴法第二三条、二二四条二項の規定に違反したものであることを確認した。

Xは、同年四月二〇日にこの確認書をもって、再びYに対し司法賠償を請求した。しかし、Yは、依然としてその封印裁定が適法な行為であって、執行中に発生した問題が職務上の過誤に過ぎなく、賠償すべきではないとした

うえ、同月三〇日に賠償しない決定を下した。そのため、Xは、五月二日に再び広州市中級人民法院の賠償委員会に賠償の決定を行うことを申請することにした。

広州市中級人民法院賠償委員会は、Yが封印の裁定を執行するに当たって、法律の關係規定に違背してXの合法的權益を侵害し、しかもその封印執行行為の違法性がすでに当該中級人民法院賠償委員会によって確認されているにもかかわらず、依然としてXの被った損失に対する賠償を拒否していることは、明らかに違法行為であると判断したうえ、Xが茶葉を仕入れた当時の仕入価格に基づいて計算して総額一五万元に相当する賠償金をYにより負担するという賠償決定を下した。この賠償決定に対し、X、Yのいずれも異議を申し立てなかったのである。

#### (4) 司法賠償の免責範囲

司法賠償の範囲について列挙主義を採用している中国の国賠法では、賠償範囲を明記する一方、賠償しない事項も列記されている。まず、刑事賠償においては、次の事由の一つに該当する場合には、国は賠償責任を負わない。

第一に、公民が故意に虚偽の供述をし、又はその他の有罪の証拠を偽造することによって、抑留又は刑罰を受けるに至ったとき（国賠法第一七条一項）。すなわち、この免責事由に適用するためには、次のような要件に合致する必要がある。まず、被害者が虚偽の供述をし、又は有罪の証拠を偽造することは、何らかの外部の圧力によるものではなく、自らの主観的故意によるものでなければならぬ。例えば、被害者が、拷問による自白を強要され、又は殴打等の暴力行為を受けたことよって行った虚偽の供述や偽造した有罪の証拠は、国家賠償の免責事由になることができない。そして、虚偽の供述には、被害者の供述した内容が存在しない事実であること、又は被害者が自分に有利な免責事由を陳述しないことを含むが、いずれの場合にも国の賠償責任が免除される。次に、被害者が行った虚偽の供述や偽造した有罪の証拠は、自分が有罪であることや犯罪の重大な容疑があることを十分に証明で

きるものとして、犯罪の認定に対し決定的な根拠でなければならぬ。たとえ被害者が行った虚偽の供述や偽造した有罪の証拠を排除しても、犯罪が依然として成立できるとすれば、その虚偽の供述や偽造した有罪の証拠は、被害者が抑留又は刑罰を受けるに至った直接な根拠ではないので、両者の間には直接的な因果関係が存在しないことになる。この場合には国の賠償責任が免れるべきではない。

第二に、刑法第一七条及び第一八条の規定の定めるところにより刑事責任を負わない者が抑留されたとき（国賠法第一七条二項）。刑法第一七条及び第一八条の規定によれば、一四才未満の者が罪を犯した場合、満一四才以上一六才未満の者が、故意殺人、故意傷害により人を重傷又は死亡させ、強盗、放火若しくはその他の社会治安秩序を著しく破壊する罪を除く以外の罪を犯した場合、精神病者が、自己の行為を判断すること又は抑制することができない時に危害を及ぼす結果を招いた場合においては、当事者は刑事責任を負わない。ただし、このような刑事責任能力を有さない者又は刑事責任年齢に満たしていない者が起訴されて、拘留、有期懲役、無期懲役及び死刑の刑罰を受け、しかもその判決がすでに執行された場合には、その者は、賠償を受ける権利を有する（執行問題解釈第一条）。すなわち、刑事責任能力を有さない者又は刑事責任年齢に満たしていない者に対し、身体の拘束を受けるような実刑及び死刑がすでに執行された場合に限って、国は賠償責任を負うのである。

第三に、刑訴法第一五条の規定の定めるところにより刑事責任を追及されない者が抑留されたとき（国賠法第一七条三項）。刑訴法第一五条の規定によって刑事責任を追及されない事由は次の通りである。①情状が著しく軽微で、危害が大きくなく、犯罪と認められないとき、②犯罪がすでに訴追の時効期間を過ぎているとき、③特赦令によって刑が免除されたとき、④刑法に基づき（被害者側の）提訴を待って処理する犯罪で、提訴がないか又は提訴が撤回されたとき、⑤被疑者又は被告人が死亡したとき、⑥その他法律の規定により刑事責任の追及を免除すると

き。これらの場合において、国は無罪賠償原則に基づいて賠償責任を負わないことになっているが、①の場合に對して国が賠償責任を負うべきか否かについては、異論のあるところである。すなわち、「情状が著しく輕微で、危害が大きくなり、犯罪と認められない」行為は、一般的な違法行為として理解することもできるので、無罪賠償原則がこの場合に適用されるべきではない。そのため、当事者には誤った勾留又は逮捕に基づく国家賠償を請求する権利を有するはずであつて、国の賠償責任は、無罪賠償原則によつて免れるべきではない、という旨の指摘<sup>23</sup>が多見られるとともに、この見解に従う判例も現れた。

第四に、国の捜査、檢察、裁判及び刑事施設管理の職權を行使する機關の公務員が職權行使に関係のない個人的行為を行ったとき（国賠法第一七条四項）。すなわち、司法關係の公務員が、その職務に関係のない行為、又は公務員の身分を利用して私利を図るような行為を行ったこと<sup>24</sup>によつて紛争を引き起こした場合には、国は賠償責任を負わない。

第五に、公民の自傷、自害等の故意に基づく行為によつて損害を生じたとき（国賠法第一七条五項）。すなわち、このような行為によつて招いた損害と捜査、檢察、裁判及び刑事施設管理機關の公務員による職權行為との間には因果關係が存在しないため、国は賠償責任を負わない。

次に、非刑事司法賠償の免責事項については、民事、行政訴訟における誤判のほか、最高人民法院の「司法賠償解釈」第七条により、次の状況の一つに該当する場合にも、国は賠償責任を負わない。すなわち、①申請人による保全申請の誤りによつて損害を生じたとき。②申請人の提供した執行標的物の誤りによつて損害を生じたとき。③人民法院の公務員が職權行使に関係のない個人的行為を行ったとき。④民事訴訟法第二一四条の規定に該当するとき。すなわち、人民法院による「執行が完了した後に、それに基づいて執行がされた判決、裁定その他の法律文書

に明らかな誤りがあり、かつ、これが人民法院により取り消された場合には、すでに執行された財産に対し、人民法院は、裁定を下し、財産を取得した者に返還するよう命じ、返還を拒絶する場合には、強制執行をしなければならぬ(「民訴法第二一四条」)ため、この強制執行に対して国は賠償責任を負わない。⑤被保人、被執行人、又は人民法院の指定した保管人は、人民法院によってすでに保全された財産を違法に使用、隠匿、毀損、移転、売却したとき。⑥不可抗力によって損害を生じたときである。

右に述べてきたように、司法賠償は、司法機関によって侵害された特定の人身権と財産権に限られているため、その免責範囲は実に広く、不明確な部分も少なくない。したがって、司法賠償の範囲を如何に拡大していくのは今後の重要な課題であろう。ちなみに、免責条項を減少するか又は一定の制限を加える必要性がすでに提起されている。<sup>10)</sup>

他方、人民法院と人民檢察院の内部的責任を追及する法的根拠として、「人民法院裁判員の違法裁判に基づく責任追及方法(試行)」(以下、責任追及方法と略称する)と「人民檢察院による錯誤事件の責任追及条例(試行)」(以下、責任追及条例と略称する)が一九九八年に発布されている。「責任追及方法」は、追及範囲、違法責任、違法裁判責任の確認及び追及等について、「責任追及条例」は、錯誤事件の範囲と責任、錯誤事件責任の確認及び追及等について、それぞれ詳細な規定を置いているものの、「懲戒を教育と結び付ける原則」(責任追及方法第四条、責任追及条例第五条)によるものか、最も重要視とされる責任者に対する罰則としては、犯罪行為を構成しない限り、概ね比較的軽い規律処分にとどまっている(責任追及方法第三二条、責任追及条例第二五条、三二条)。

## 2 司法賠償の手續と問題点

中国の司法賠償は、行政訴訟もしくは民事訴訟の手續を適用して行われるのではなく、主に非訴訟手續を通じて

司法賠償に関する紛争の処理を図っている。この独特の司法賠償手続は、賠償義務機関処理前置手続、不服審査手続、人民法院賠償委員会決定手続から構成されるものである。

(1) 賠償義務機関処理前置手続

賠償義務機関処理前置手続が、確認手続と賠償義務機関処理手続に分けられる。すなわち、賠償請求人が、司法賠償を請求するに当たって、当該司法侵害行為の違法性を確認することは前提条件である。この点について、国賠法第二〇条一項は、「賠償義務機関は、第一五条及び第一六条に規定する一の場合に該当することを法により確認したときは、賠償をしなければならぬ。」と定めているほか、最高人民法院は「司法賠償解釈」で「民事、行政訴訟における司法賠償を請求するに当たっては、その違法な職務行為が、まず法により確認されなければならない。」(第八条一項)、「確認を経ることなく、人民法院賠償委員会に賠償の決定を行うことを直接申請する場合には、人民法院賠償委員会はそれを受理してはならない。」(第九条)と定め、また、「賠償立件規定」で「賠償請求人は、人民法院、人民法院賠償委員会に対し賠償を請求するに当たって、賠償義務機関による司法侵害行為が、まず法により確認されたものでなければならぬ。」(第三条)と定めている。ただし、「請求された機関がその確認を行わない場合には、賠償請求人は申立てをする権利を有する」(国賠法第二〇条二項)ことも定められている。そして、その司法侵害行為が法により確認された後、賠償請求人は、はじめて司法賠償を請求することができる。しかも、「賠償請求人は、賠償を請求するに当たっては、まず賠償義務機関に請求しなければならない」(国賠法第二〇条三項)。司法賠償を請求するに当たって、まず確認と賠償義務機関による処理の手続を経る必要があることは、中国の司法賠償手続における重要な特徴である。

a、確認手続

司法侵害行為に対する確認手続には、具体的に刑事訴訟手続に基づく確認、不服審査手続に基づく確認、賠償義務機関に基づく確認、及び申立手続に基づく確認がある。ここにいう確認が「法により確認された法律文書又はその他の証明資料を持った場合」と解釈されている(賠償立件規定第六条四項)。

刑事訴訟手続に基づく確認が、誤った勾留と逮捕、誤判、拷問による自白の強要や殴打等の暴力行為、及び財産権を侵害する行為に対する確認に適用される手続である。最高人民檢察院の「刑事賠償規定」第七条一項によれば、人民檢察院による勾留取消決定書、逮捕取消決定書、事件撤回決定書、不起訴決定書、再審査是正決定書などの法律文書、又は捜査機関による釈放証明書、裁判機関の下した法的効力を有する無罪判決書・裁定書などの法律文書が、誤った勾留と逮捕に対する確認として見なされる。また、檢察人員が職権を行使するに当たって、拷問によって自白を強要し、又は殴打等の暴力行為により、若しくは他人に殴打等の暴力行為を煽動して、公民の身体を傷害し、又は公民を死亡させたことに対し、処理決定を行った文書、司法機関公務員が違法に武器、警棒等を使用して公民の身体を傷害し、又は公民を死亡させたことに対し、処理決定を行った文書も、人身権に対する侵害行為の確認として認められる。さらに、裁判監督手続によって再審に付された結果として下された無罪の判決は、原判決が誤判であったことを確認することになる一方、原判決による罰金及び財産の没収が既に執行されていた場合は、財産権に対する侵害行為を確認することにもなる。

ところが、人民檢察院が証拠不足によって行った事件撤回決定書・不起訴決定書、又は人民法院が証拠不足によって下した法的効力を有する刑事判決書・裁定書に対して賠償の請求があった場合に、人民檢察院による逮捕、勾留の決定には人身権を違法に侵害した情状があったか否かについて、人民檢察院は、法により確認をしなければなら

ない（第七条二項）。具体的には、証拠不足による撤回事件、不起訴事件又は無罪の判決があった事件に対し、人民檢察院は、以下の場合に区分して檢察機關の行った逮捕・勾留決定には人身権を違法に侵害した情状があったか否かについて、法により確認をしなければならない。①犯罪事実の存在を証明できない者、又は犯罪の重大な容疑の存在を証明できない者を誤って勾留したときは、確認を与える。②犯罪事実の存在を証明できない者を誤って逮捕したときは、確認を与える。③一部の犯罪事実の存在を証明する証拠があった者を勾留、逮捕し、又は犯罪の重大な容疑の存在を証明する証拠があった者を勾留したときは、確認を与えない（第八条）。また、人民檢察院によって封印、差押、凍結、追納された財産の返還を申請する賠償の請求に対し、人民檢察院は、以下の場合に区分して財産権を違法に侵害した情状があったか否かについて、法により確認をしなければならない。①人民檢察院による（事件撤回決定書、不起訴決定書、再審査是正決定書及び人民法院の下した法的効力を有する無罪判決書・裁定書が、封印、差押、凍結、追納した財産に対して当事者に返還する決定を行ったとき、又は財産に対する封印、差押、凍結、追納等の措置が違法なものであることを認定した法律文書を持つているときは、確認として見なされる。②必要な法的手続を履行せず、当事者の財産を封印、差押、凍結、追納したときは、確認を与える。③封印、差押、凍結、追納した財産が、当事者の合法的個人財産であることを証明する証拠があったときは、確認を与える。ただし、④封印、差押、凍結、追納した財産が、不法所得であることを証明する証拠があったときは、確認を与えない（第九条）。また、人民檢察院が、刑訴法第一四二条一、二項、第一五条により不起訴の決定を行った事件、すなわち①情状が著しく軽微で、危害が大きくなり、犯罪と認められないもの、②犯罪がすでに訴追の時効期間を過ぎていないもの、③特赦令によって刑が免除されたもの、④刑法に基づき、被害者側の提訴を待つて処理する犯罪で、提訴がないか又は提訴が撤回されたもの、⑤被疑者又は被告人が死亡したとき、⑥犯罪の情状が軽く、刑法の規定に基づ

いて刑を科する必要のない、又は刑を免除するものなどに対して賠償の請求があつた場合には、人身権を違法に侵害した情状が存在したか否かについては、法により確認を与えない（第一条）ことになっている。

確認請求人は、人民檢察院により下された確認を与えない決定に不服のある場合には、一級上の人民檢察院に不服申立てをする権利を有する。そして、一級上の人民檢察院は、自ずから再審査を行うことができるし、一級下の人民檢察院に再審査を命じることできる（第二三条）。また、確認を与えない決定に対する不服申立が、人民檢察院の再審査を経て国賠法第十五条、第十六条に定められた情状の一に該当する場合には、確認を与えるべきである。確認を与えない原決定が正しいと判断された場合には、維持されることになる（第一四条）。

不服審査手続に基づく確認は、民事訴訟又は行政訴訟の進行中において、人民法院が訴訟妨害に対する強制措置若しくは保全措置を違法に取り、又は判決、裁定及びその他効力が生じた法律文書を誤って執行することによって損害を生じさせた事実の確認に適用される手続である。すなわち、賠償請求人は、右の強制措置決定若しくは保全措置及び既遂執行措置の裁定に不服のある場合は、まずその賠償義務機関の直近上級人民法院に不服審査を申請することができる。原決定若しくは裁定を取り消し、又は変更した不服審査決定書は、原決定若しくは裁定の違法性に対する確認となる。

賠償義務機関に基づく確認及び申立手続に基づく確認は、その他の民事、行政訴訟における司法侵害行為に対する確認に適用される手続である。最高人民法院の「司法賠償解釈」第八条により、民事、行政訴訟における司法賠償を請求するに当たっては、その違法な職務行為が、まず法により確認されなければならない（第一項）。そして、確認を請求するに当たっては、まず賠償義務機関である人民法院に請求しなければならぬ（第二項）。当該人民法院は、確認申請を受理した日から二ヶ月以内に関係手続に基づいて裁決若しくはそれに関連する決定を行わな

ればならない(第三項)。確認請求人は、確認の裁決若しくは決定に不服のある場合、又は請求された人民法院が期間を経過した後にもその確認を行わない場合には、確認請求人は、その直近上級人民法院に申立てをすることができる(第四項)。このように、民事、行政訴訟におけるその他の司法侵害行為が違法か否かの結果が、右の裁決書や決定書及び申立決定書といった法律文書によって確認されることになる。

このように、侵害行為が違法であったか否かを確認するのは、司法賠償を請求するための必須手続となっている。前述した「商店強奪事件」(六、一(1)参照)において、賠償請求人は、拷問による自白の強要などによって身体の傷害を生じさせたと主張したものの、まず賠償義務機関に対して確認及び刑事賠償の請求を行わなかったため、その訴求が最高人民法院の賠償委員会によって却下されたのである。

#### b、賠償義務機関処理手続

確認手続を経たうえ、ようやく賠償手続に入った賠償請求人は、まず賠償義務機関に賠償を請求しなければならぬ。賠償義務機関は、賠償請求に対する審査を行うに当たって、賠償義務機関処理手続を適用する。最高人民法院の「賠償立件規定」により、賠償義務機関は、申請のあった日から七日以内に立件か又は受理しないかの決定を行わなければならない(第一〇条)。そして、①賠償請求人が法律に定められた主体適格を備えていること、②当該機関が賠償義務機関であること、③具体的な賠償請求事項と事実根拠があること、④法により確認された法律文書又はその他の証明資料を有すること、⑤法定の請求期間(二年間)以内にあることなどの立件の要件に適應するものについては、立件をしなければならない(第六条)。ただし、賠償義務機関が当該人民法院である場合は、その賠償事件の立件範囲が明記されている。すなわち、①犯罪事実が存在しない者を誤って逮捕したとき、②裁判監督手続によって再審に付され、改めて無罪の判決があった場合において、原判決による刑罰がすでに執行されている

たとき。③拷問によつて自白を強要し、又は殴打等の暴力行為により、若しくは他人に殴打等の暴力行為を煽動し、違法に武器、警棒等を使用して公民の身体を傷害し、又は公民を死亡させたとき。④人民法院が、違法に財産に対して封印、差押え、凍結、追納等の措置を取ることによつて損害を生じさせたとき。⑤裁判監督手続によつて再審に付され、改めて無罪の判決があつた場合において、原判決による罰金及び財産の没収がすでに執行されていたとき。⑥第一審において有罪の判決が下されたが、第二審において改めて無罪の判決があつたとき。⑦人民法院が、

民事訴訟又は行政訴訟の進行中において、訴訟妨害に対する強制措置若しくは保全措置を違法に取り、又は判決、裁定及びその他効力が生じた法律文書を誤つて執行することによつて損害を生じさせたとき(第五条)などである。

賠償義務機関処理前置手続は、司法侵害行為の違法性に対する確認やそれを処理する権限を、まず当該行為を行った関係司法機関に与えているが、立法者の本意としては、司法侵害行為を行った賠償義務機関のために、おのずから誤りを是正する機会を提供し、司法機関の威信を維持することにあるといふ<sup>13)</sup>。しかし、実際のところ、前述した「商店強奪事件」と「茶葉倉庫封印事件」(六、一(1)(3)参照)に見た通り、この手続は、かえつて被害者が司法賠償を請求する際の重大な「難関」ともなっている。それゆえ、多くの批判を受けている。とくに無罪判決書などの明白な法律文書があつた場合はともかく、拷問による自白の強要や殴打等の事実の確認はそもそも難しいだけでなく、当該侵害行為を行った司法機関の手に委ねられ、その侵害行為を立証する責任も被害者によつて負わせることは、むしろ「加害者がおのずから裁判官になつて、被害者に決定を下すようなものであり、まさしく『与虎謀皮』(虎に向かつて、その皮をよこせと頼む)と等しい<sup>14)</sup>」と指摘されたように、著しく合理性を欠く手続として、公平・正義の原則に違背し、確認結果の公正性を保証することや、被害者の法律上の権利利益を保護することには極めて不利なものであると言わざるを得ない。

## (2) 不服審査手続

国賠法の規定により、賠償義務機関は、申請のあった日から二ヶ月以内に処理を行い、賠償をしなければならぬ。期間を経過した後にも賠償の決定をせず、又は賠償請求人が賠償金額に対して異議を有する場合には、賠償請求人は、期間満了の日から三〇以内に賠償義務機関の直近上級機関に不服審査を申し立てることができる（第二条一項）。不服審査機関は、不服審査請求に対する決定を行うに当たつて、不服審査手続を適用する。不服審査機関は、申請のあった日から二ヶ月以内に決定を行わなければならない（第二条一項）。ところが、この手続は、あくまでも司法機関相互間の「自己監督」のようなもので、その公平性と実効性も疑問視されており、<sup>1018</sup> 実際には、不服審査の段階で問題を解決した司法賠償事件が殆どないと言われている。

## (3) 人民法院賠償委員会決定手続

司法賠償に関する最終的決定が、人民法院賠償委員会決定手続という非訴訟手続によつて行われることも、中国の司法賠償手続における特色の一つである。中級以上の人民法院に設置されている賠償委員会は、主に次の二種類の賠償事件を受理している。すなわち、①賠償義務機関が捜査、検察、裁判及び刑事施設管理機関である場合は、賠償請求人は、不服審査の決定に不服のある場合は、不服審査の決定を受けた日から三〇日以内に、又は不服審査機関が期間を経過した後にも決定を行わない場合は、期間満了の日から三〇日以内に、不服審査機関の所在地の同級人民法院の賠償委員会に賠償に関する決定を行うことを申請することができる。②賠償義務機関が人民法院である場合は、当該人民法院は、期間を経過した後にも賠償の決定をせず、又は賠償請求人が賠償の決定に不服のある場合には、賠償請求人は、期間満了の日から三〇以内にその直近上級人民法院の賠償委員会に賠償の決定を行うことを申請することができる（国賠法第二二条二項、第二二条二項、賠償立件規定第九条六項、受理範圍返答第二条）。

最高人民法院賠償委員会の職務は、主として①所定の司法賠償事件を討論、決定すること、②司法解釈の草案を討論すること、③賠償業務に関する重大事項を討論、研究し、賠償業務の経験を総括し、地方各級人民法院の賠償業務を監督、指導することなどである（「賠償委員会規則」第二条）。

人民法院の賠償委員会は、三人以上七人以下の裁判官によって構成され、賠償に関する決定を行うに当たって、人民法院賠償委員会決定手続を適用する。最高人民法院は、「審理手続規定」において、人民法院賠償委員会の決定手続を立件審査、事件審理、執行の三段階に分けて具体的に定めている。

賠償委員会の受理する賠償事件の立件範囲は、最高人民法院の「賠償立件規定」によって明記されている。すなわち、①犯罪容疑者による犯罪事実が存在せず、又は事実が不明確で、証拠が不足するため、捜査機関は、犯罪容疑者に対する刑事勾留を解除し、若しくは検察機関は逮捕を批准せず、又は捜査機関は事件を撤回して釈放を決定したとき。②犯罪容疑者による犯罪事実が存在せず、又は事実が不明確で、証拠が不足するため、検察機関は、勾留を取り消す決定、逮捕を承認しない決定、逮捕を取り消す決定、事件を取り消す決定、不起訴の決定を行ったとき。③犯罪容疑者による犯罪事実が存在せず、又は事実が不明確で、証拠が不足するため、人民法院は、逮捕の決定を取り消したとき。④人民法院の第一審による無罪の判決が下され、かつ法的効力が生じたとき、第二審による無罪の判決があったとき、裁判監督手続によって再審に付され、改めて無罪の判決が下され、かつ法的効力が生じたとき。⑤捜査、検察、裁判及び刑事施設管理の職権を行使する機関及びその公務員が、国賠法第一五條四項、五項に定めた行為を行ったことよって、その責任者は法により刑事責任が追及され、又はその他の処分が科されたとき。⑥国賠法第一六條に定めた行為を行ったが、既に法により是正されたとき。⑦人民法院は、誤った司法勾留、罰金の原決定を取り消したとき。⑧人民法院は、誤った原拘引を取り消したとき。⑨人民法院は、財産保全に対す

る誤つた原裁定を取り消したとき。⑩人民法院は、判決、裁定及びその他の法的効力を有する法律文書を誤つて執行し、法により是正されたとき。⑪直近上級人民法院は、不服審査を経て、直近下級人民法院による誤つた原強制措置、保全措置、執行裁定、決定を取り消したとき。⑫捜査、検察、裁判及び刑事施設管理機関は、法によりその他の不法行為を是正したときである。そして、賠償委員会は、申請のあつた日から七日以内に立件か又は受理しないかの決定を行わなければならない（第一〇条）。

人民法院賠償委員会決定手続は、裁判手続ではないため、賠償事件に対する審理は、非公開の原則によつて行うものとされる（審理手続規定第一三条）。審理手続規定により、賠償委員会は、事件を討議するに当たつて、多数決の原則を実行する。半数以上委員の意見は、賠償委員会の決定意見となる（第一四条）。また、賠償委員会は、申請のあつた日から三ヶ月以内に賠償するか否かの決定を行わなければならない（第二〇条）。具体的には、賠償義務機関決定又は不服審査決定に対して維持又は変更の決定を行い、賠償義務機関又は不服審査期間が期間を経過した後にも決定を行わない場合に対して賠償又は賠償しない決定を行い、国が賠償責任を負わない請求又は法定の時効を超過した請求に対して賠償しない決定を行うのである（第一六条）。

賠償委員会が行つた賠償に関する決定は、法律の効力を有する決定であつて、必ず執行しなければならないが（第二二条）、賠償委員会の決定が発効した後、賠償委員会は、既に認定した事実又は法律の適用に誤りがあり、原決定を変更しなければならぬことを発見した場合には、当該人民法院院長の決定又は上級人民法院の指令を得たうえ、賠償委員会は、新たに審理を行い、法により決定を下さなければならない（第二三条）。しかし、賠償請求人は、賠償委員会の発効した決定に不服のある場合に、申立てをする権利を有するものの、行政事件として裁判機關に提訴することができない。

このような監督を欠如する非訴訟と不開の方式を採用する司法賠償の決定手続は、公正、公平、公開に行うことが求められる訴訟手続とのギャップが余りにも大きく、多くの弊害をもたらす虞があるものとして、根本的な改革が必要であることも指摘されている。<sup>207)</sup>

### 3 司法賠償の実施と課題

国家賠償法の制定に伴って、行政賠償制度は、既存の行政訴訟の枠組みの中で一層な進展を見せていると同時に、司法賠償制度の整備も着手され、かつ、一定の成果を収めている。国家賠償法が施行された一九九五年から二〇〇一年に至るまで、全国の人民法院は、あわせて一〇〇三三三件の司法賠償事件を受理し、審理を終結したのは九五四九件であった。そのうち、賠償の決定をした事件は三四九八件があつて、終審件数の三六、六三パーセントを占めている。<sup>208)</sup>

司法賠償を含む国家賠償の実施状況については、「国の改革の深化、経済の発展、社会の安定、社会主義的な民主と法制の推進を保障するために、我が国における人権の保障、民主主義の発揚を確立するために貢献した」と<sup>209)</sup>評価される一方、「賠償事件の少なさ、賠償金額の低さ、賠償取得の難しさという現状が、多くの人に国家賠償法へのコンフィデンスを失わせている」という厳しい批判もあり、ひいては「国家賠償法」をむしろ「国家不賠法」と呼んでもよいという酷評すらあつた。近年、人民法院の第一審、第二審及び再審の手続によって無罪の判決が宣告された刑事事件は、平均三千件余りあつて、かつ、人民法院が、民事訴訟又は行政訴訟の進行中、訴訟妨害に対する強制措置若しくは保全措置を違法に取り、又は判決、裁定及びその他効力が生じた法律文書を誤って執行することによって損害を生じさせた賠償事件も二万件ぐらいあるという。<sup>210)</sup>しかし、ここ数年実際に受理した司法賠償事件

は、毎年二千件余りだけで、全体件数の約一〇分の一に過ぎない。最高人民法院賠償委員会の責任者も、司法賠償の実施状況に対して、「受理した賠償事件の数量と実際の現状との間には相当のギャップがある」と認めている。<sup>102</sup> また、前述した「華梅レストラン封印・競売事件」(六、一(2)参照)からも見られた現実であるが、賠償義務機関としての司法機関が賠償決定の執行を拒絶する場合における強制執行の可否とその法的根拠の問題も、国家賠償法の実効性に関わる重要な課題として、切実に検討されるべきであろう。<sup>103</sup> さらに、司法賠償の範囲がなお狭く、賠償手続がかなり複雑で、賠償金額が余りにも低いといった問題点も各方面から指摘されており、とくに賠償義務機関の立場にある司法機関にとって非常に有利な賠償手続は、むしろ被害者の賠償請求を阻害するものと言っても過言ではないであろう。

## 七 刑事補償法制による司法救済の法理と特色

刑事訴訟手続により、搜索差押、逮捕、勾留、起訴、追行された者が、後に不起訴処分または無罪判決を受けた場合における損害の填補は、刑事司法をめぐる国家賠償の基本的問題である。従来、国家作用によって個人が直接又は間接に損失を被った場合に、国家がその損失を填補する方法は、原因行為の違法性と適法性、結果の合法と不法という区別を基準として、違法行為によって不法な結果を生じさせる場合の違法行為に基づく損害賠償や、適法行為によって合法的な結果を生じさせる場合の適法行為に基づく損失補償、及び原因行為の適法性の如何を問わず、結果の不法に基づいて賠償責任が認められる場合の結果責任に基づく国家補償という二つの制度に分類している。<sup>104</sup>

裁判により無罪が確定した冤罪者が不当拘留・拘禁や刑事誤判によつて損害を被つた場合には、その損害は前述した国家賠償により補填されるほか、刑事補償という救済手段も用意されている。この刑事補償制度は、損害賠償制度と損失補償制度を基底とする結果責任に基づく国家補償制度の典型的なものとされている。

刑事補償の性格については、ドイツの通説は、刑事補償義務の法的根拠を實質的には不当であるが、合法的権力行使に基づくものであるのに対し、ゴールドミュットは、刑事補償は客観的に違法であるが、故意・過失といった有責性を必要としない責任であるとしている。日本においては、ドイツの通説に賛成し、刑事補償は實質的に不当であるが行為としては合法的な権力の行使に基づくものとする説もあつたが、現在では客観的違法説が一般的見解である。しかし、国家賠償と刑事補償における違法の性質が異なるものであり、通説としては、刑事補償が一種の無過失不法行為責任と解され、公務員に故意・過失があつて、しかも行為が違法である場合の国家賠償と區別される。この点について、「国家が刑事司法を運用し人身の自由を拘束する場合に、客観的絶対的には、罪を犯した者だけが拘束されるべきものであつて、無辜の者は拘束を受ける理由はない。しかし、罪を犯したか否かは最後にしなければ確定できず、それ以前はその時々々の認定による外はない。そこで法は、一定の嫌疑が認定された時は、自由を拘束することを適法とする。しかし、後になってこの嫌疑が根拠のないものであることが明らかになつたときは、その拘束は、客観的にはなお違法であつたと言わなければならない。なおまた、この場合拘束した公務員に過失があるとは言ひ難いから、違法行為に対する損害賠償ではあるとしても、無過失責任損害賠償である」と説かれるように、刑事補償の違法は客観的ないし結果的違法を意味するのに対し、国家賠償の違法は原因行為としての違法である意味に解されている。

このように、刑事司法に関する国家賠償と刑事補償とは、その性格において違法行為による損害賠償である点に

において共通しているが、故意過失の有無、違法行為の性質、損害額の定型化の有無において差異があり、場合によっては両者が競合する関係にある（刑補法第五条、第四条二項）。そこで、両者を総合的、包括的に考察する必要があるものと考えられる。<sup>20</sup>

### 1 刑事補償法に基づく日本の刑事補償制度

日本においては、昭和六年に旧刑事補償法が制定され、刑事手続上の未決勾留及び刑の執行による損失を救済する途が初めて開かれた。しかし、当時国家無答責の原則が支配していたため、同法の立法趣旨は、国家は、裁判の結果無罪とされた者に対して、その損害を賠償する義務も、補償する義務もないが、国家がその仁政の一つとしてその補償の途を設けたとされた。<sup>21</sup>このように、同法の対象とされる補償の範囲は狭かつたうえ、その補償の限度額も定額で、しかも補償不成立条件が相当広く認められていた。そのため、決して満足のいく救済を期待することができなかつた。

そこで、日本国憲法は、刑事補償請求権を国民の基本的人権として保障し、その四〇条は、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。」と定めた。この規定との関連で旧刑事補償法が全面改正され、新刑事補償法が昭和二五年から公布施行されている。現行の刑事補償法は、旧法が刑事補償請求権の本質を国の仁政と把握したのに対し、これを法律上の当然の権利として置づけ、刑事手続上のすべての抑留、拘禁、刑の執行又は拘置という身体拘束を受けた後、無罪の裁判を受けた場合の被告人に与えた損害を填補する制度として規定する。補償の要件については、刑訴法による通常手続、再審又は非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が、刑訴法、少年法などによって未決の抑留又は拘禁を受け

た場合、上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手續において無罪の裁判を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は死刑執行に至るまでの間拘留された場合、刑訴法、犯罪者子防更正法などの関係規定によつて抑留及び留置を受けた場合には、その者は、国に対して抑留又は拘禁、刑の執行又は拘留による補償を請求することができると定める（第一条）。一方、補償不成立の要件としては、本人が捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作為することにより、起訴・未決抑留・拘禁又は有罪の裁判を受けた場合、及び一つの裁判によつて併合罪の一部のについて無罪の判決を受けても、他の部分について有罪の裁判を受けた場合には、裁判所の健全な裁量により補償をしないことができると明記する（第三条）。また、補償金の額を定めるに当たつては、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失、精神上的苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならぬ（第四条二項）と規定する。

しかし一方、刑事補償法には様々な制約があることも明らかである。例えば、補償される損害は抑留、拘禁という身体拘束を受けた場合の損失に限定され（第一条、第二五条）、補償の金額も、「拘束の程度及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失、精神上的苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮」して、身体拘束の日数に応じた一定の日額を上限とする裁量額を定めるにすぎない（第四条一項、二項）。そのため、抑留、拘禁されなかつた者が審理の結果無罪とされた場合には、起訴により受けた不利益や損害が如何に大きくとも全く救済の枠外に置かれている。この問題に対し、非拘禁者にまで刑事補償を及ぼすべきではないかとの意見は従来より主張されている。その理由としては、日本では、「有罪の判決があるまでは無罪の推定を受けることを建前にしているが、逮捕されたことが新聞などで報道さ

れただけで、その者の社会的信用が失墜してしまふ。まして、起訴されどもしたときには、その一事で社会から葬りかねない理屈抜き感情が支配している」。このような状況の下には、被告人とされた者は「罪無くして起訴され、無罪となつた場合でも、忍ぶべからざる精神的打撃を蒙る」こと等が挙げられる。ところが、この問題に關連して、幾つかの解決すべき問題点も考えられる。例えば、刑事補償を抑制、拘禁された場合に限定している憲法四〇条との關連、また、無罪の裁判を受けた場合であつても、拘禁された場合と異なり非拘禁の場合には、その損害は非定型的であつて把握し難い面があるため、損害額を定型化して制度化し難いことがある。しかし、前者の問題点については、憲法第四〇条は、刑事被告人とされた者に対する補償の最小限度を定めたものと解するのが相當であり、被告人とされた者の具体的な補償の仕方やその程度は、時代の人權感覚や社会情勢などを考慮して憲法の精神を發展させてゆくべきものと考えるのが妥當であらう、そして、後者の問題点については、確かに拘禁者の場合に比較すれば、非拘禁者の場合の損害は、精神的損害が中心となり、その意味で損害額を把握し難い点があるが、およそ精神的損害を金銭評価することの困難さは、一般不法行為による被害者の場合にも付きまとうものであり、無罪とされた非拘禁者の場合に限つて不可能視される理由はないと指摘して、刑事補償制度に対する再検討の必要性を強調する見解が妥當であると思われる。

このように、刑事補償は、国家机关の故意・過失を要件にしていなくても、補償の範囲・内容はなお十分なものではないため、現状では、刑事補償による救済の限界を克服して、冤罪者の損害を十分に填補する救済方法として国家賠償は極めて重要な意義を持つている。もつとも、刑事補償法による補償の請求は、補償を受けるべき者が別途に対して国家賠償法による損害賠償請求をすることを排除するものではない（第五条一項）。刑事補償の請求には、公務員の故意・過失を証明する必要がないものの、この場合はむしろ、積極的に故意・過失を立証するこ

とができれば、誤判による刑の執行や冤罪者の未決勾留に対する国家賠償を請求できることになる。しかし、実際には、再審無罪判決を得た冤罪者が、刑事補償では満足できないとして、国家賠償請求訴訟を提起した裁判例は少なく<sup>102</sup>なかったが、その殆どは棄却されたので、この国家賠償訴訟が「冤罪者の前を塞ぐ第2の鉄の扉」と喩えられている<sup>103</sup>。

このように、日本では、国家賠償と刑事補償が競合する建前になっているが、刑事補償には前述した多くの制約があるため、現実の救済は不十分であり、他方、国賠法において過失責任主義が採られているため、現実には国家賠償による救済は困難であると言わざるを得ない。そこで、刑事司法権力によって損害を被った無実の者を救済するためには、国家賠償制度を損害補填制度として把握し、過失の客観化<sup>104</sup>―過失の推定―無過失責任の方向へと進むことや、刑事補償制度に対する整備充実等が理想として期待されている。

## 2 刑事訴追措置補償法に基づくドイツの刑事補償制度

ドイツにおいては、従来、二つの法律によって刑事補償を定めていた。再審手続において無罪の言渡しを受けた者に対する補償については「一八九八年五月二〇日の再審手続において無罪の言渡しを受けた者に対する補償に関する法律」が、また、刑事手続において無罪の言渡しを受け又は裁判所の決定によって免訴の言渡しを受けた者の未決勾留に対する補償については「一九〇四年七月一四日の責任無くして受けた未決勾留の補償に関する法律」がそれである。このような二本立てをもつて構成されていた刑事補償が、新たな内容を擁して、一九七一年三月八日に公布された刑事訴追措置補償法によって一本化されたのである。新刑事補償法は、旧刑事補償法における「無責条項」すなわち無責の証明または嫌疑の起訴の欠如という補償のための要件を除去し、また、補償義務を刑事法上

の有罪判決の言渡しの結果の場合のみに限定せず、特定の刑事訴追上の措置にまで拡張した。さらに、補償請求権の範囲については、旧法のように財産的損害の場合のみに限定せず、裁判所の裁判に基づく自由の剥奪の場合には非財産的損害に対してもこれを補償するとし、その補償は、自由の剥奪を開始した日から全一日につき、一〇ドイツマルクと限定されているものの、財産的損害に対する従来の補償額の上限が廃止されたのである（第七条）。

日本の刑事補償制度との比較については若干の相違点が見られる。とくに、日本の刑事補償法は、身体の拘束を受けた者が無罪の裁判を得た場合を補償の要件としているのが特徴であるが、ドイツの刑事訴追措置補償法は、無罪の裁判を受けたこと、身体の拘束を受けたことのいずれを必ずしも要件としていない点が注目される。例えば、同法第一条は、刑事裁判所の有罪判決によって損害を受けた者が補償を受けるための要件、すなわち有罪判決が再審手続において又はその他の有罪判決が確定した後、刑事手続において廃止又は軽減された場合において補償を受けられること（第一項）、また、有罪判決を受けなくても、保安及び矯正の処分又は付帯効果を命ぜられた場合もこれを準用すること（第二項）を定めている。次いで、同法第三条及び第四条は、公正に適用することを要件として、裁判所が処罰を見合わせた場合（第四条一項）、刑事裁判所の有罪判決が未決勾留よりも軽い場合（第四条二項）、裁判所又は検察官の裁量に任される規定により手続が取下げられた場合（第三条）にも補償を行うものとする明文を置いた。他方、日本の刑事補償法と類似するような規定も置かれている。例えば、同法第二条は、未決勾留又は刑訴法、少年裁判所法の規定による仮収容及び観察のための収容、仮逮捕、勾留状の執行停止、他の法律で補償規定がない限りでの物件保全、差押及び捜査、運転免許の仮取消といった刑事訴追上の措置によって損害を受けた者の補償を受ける要件として、その者が無罪、免訴の言渡しを受け、又はその者に対する手続が取下げられた場合において、補償を受けることができる旨を定めている。

一方、刑事訴追措置補償法は、補償不成立の要件として、補償の除外及び拒否事由を定めている。まず、被疑者が次のような行為をした場合には、補償を拒否することができる。第一に、被疑者が自ら重要な点において真実に違反し又は自己の後の陳述と矛盾して罪を自己に帰し、又は告訴に対して意見を陳述したものの、重要な免責的諸事情を黙秘したことにより、刑事訴追上の措置を招来したとき。第二に、被疑者が責任無能力の状態で行為をしたこと若しくは手続の障害が存することを理由としてのみ可罰的行為が有罪とされず、又は被疑者に対する手続が取下げられたとき（第六条）。次に、補償を除外する事由としては、第一に、課せられた刑罰に算入されない範囲の未決勾留、その他の自由の剥奪及び運転免許の仮取消の場合。第二に、自由の剥奪を伴う保安及び矯正の処分が命ぜられた場合、又は処分目的が自由の剥奪により既に達成されたことを理由としてのみ、かような命令が見合わされた場合の自由の剥奪。第三に、被疑者が故意又は重大な過失により刑事訴追上の措置を招来した場合、第四に、被疑者が裁判官の面前への適法な召喚に応じず、又は刑法の關係規定による教示に違反したことにより、刑事訴追上の措置を有責に招来した場合などが明記されている（第五条）。

### 3 刑事訴訟法に基づくフランスの刑事補償制度

フランスでは、司法行為に対する国家無答責の原則が認められた時代においても、この一般原則に対する特例制度として、個別的には相当早くから立法により司法裁判所に係属する訴訟職務に由来する刑事補償責任が認められてきた。「裁判官の錯誤の補償に関する一八九五年六月二日の法律」（その内容が既に刑事訴訟法に改編されている）は、初めて刑事裁判について、重罪又は軽罪の有罪判決に限って、事実の誤認 (*erreur de fait*) という裁判上の過誤のみで無効とされる司法判決の再審手続によって無罪が確認された被告人に対する賠償責任を認め、誤判の被

害者は精神的補償（再審判決の公示）及び財産的補償（国家賠償）が行われる旨を定めたのである。現行の刑事訴訟法は、一九五八年より施行以来、数多くの修正がなされた。このうち、市民の個人的権利の保障の強化に関する一九七〇年七月一七日法律第七〇一六四三号により、未決勾留に対する補償制度が設けられており（刑事訴訟法第一四九条、第一五〇条）、確定した再審の判決に基づく損害補償が一九八九年六月二三日法律第八九一四三一号によって定められている（刑事訴訟法第六二二条、第六二六条）。

まず、刑事訴訟法第一四九条と第一五〇条により、訴訟手続の過程において未決勾留に付せられ、後に免訴、刑の免除又は無罪の裁判が確定した者に対して、その勾留が明らかに異常でかつ特に重大な損害を与えたときは、これに補償を与えることができる。ただし、国が、誤つて未決勾留をさせ又はこれを延長するに至らせた悪意の告発者又は偽証者に求償することを妨げない。

次いで、刑事訴訟法第六二六条は、無罪判決を受けた被害者について、「本法の適用により無実と認められた者は、刑の言渡しを受けたために被つた損害の賠償を請求する権利を有する。」（第一項）と定めている一方、有罪判決を受けた者についても、「何人でも刑の言渡しにより損害を受けたことを証明し得る者は、前項と同一の要件の下に、損害賠償を請求することができる」（第二項）。「ただし、自己の責めに帰せられるべき事由により刑の言渡しをさせた私訴原告人、告発人又は偽証者に対する国の求償を妨げない。」（第三項）と明記している。すなわち、無罪の裁判及び身体の拘束を受けたことが必ずしも唯一の補償要件とされていないのである。

損害の賠償は、国の負担とするが、具体的には刑事裁判の費用としてこれを支払うことになっている（同法第一五〇条、第六二六条三項）。このような財産的補償が行われると同時に、精神的補償として、「再審請求者の請求があるときは、刑の言渡しを受けた者を無実とする再審の判決は、刑の言渡しのある都市、犯罪地とされた市町村、

再審請求者の居住する市町村並びに誤判の犠牲者が死亡したときは、その出生地及び最後に居住していた市町村においてこれを掲示する。同一の条件の下で、この判決を官報に登載しかつ裁判を言渡した裁判所の選択する五種の新聞紙にその抄本を公告すべきことを命ずる」（同法第六二六条四項）ことになっている。

しかし、この確定した刑事判決に対する再審の請求は、重罪又は軽罪について有罪と認められた者の利益のために、次の場合においてこれを行うことができるものとされている。すなわち、①殺人罪について刑の言渡しがあつた後、その殺人の被害者とされた者が生存していることを証明する十分な証拠物件が発見されたとき、②重罪又は軽罪に對して刑の言渡しがあつた後、同一事件につき新たな判決をもつて他の被告人に對して刑の言渡しをした場合であつて、その二つの刑の言渡しが互に両立せず、その矛盾がいずれか一方の者の無実の証拠であるとき、③証言をした証人の一人が、被告人に對する刑の言渡しがあつた後、被告人に對する偽証の罪によつて訴追され、かつ、刑の言渡しを受けたとき、④刑の言渡しがあつた後、その刑の言渡しがを受けた者の有罪性に疑いを生じさせる新事実又は弁論の際裁判所に知られていなかった証拠が生じ又は発見されたときに限られている（同法第六二二条）。

刑事補償は、専権的に裁定する委員会によつてこれを与えることになるが、この委員会は、破棄院の院長又はその代理を委員会とし、そのほかに毎年破棄院事務局によつて破棄院の部長判事、判事又は調査判事の中から指名される二名の裁判官によつて構成される（同法第一四九一条）。委員会は、免訴、刑の免除又は無罪の裁判が確定してから六ヶ月以内に、補償の請求を受理し、理由を付さないで決定をもつて裁定する。この決定に對しては、いかなる性質の不服申立も許さないのである（同法第一四九二条）。

## 4 刑事補償法に基づく韓国の刑事補償制度

韓国の現行法では、日本法と同じように、裁判所の判決による損害については、国家賠償と並行して、刑事補償の救済手段も定められている。現行の刑事補償法は、一九五八年から公布施行されている。韓国の刑事補償制度は日本のそれとの比較において、基本的に類似しているのが特徴である。例えば、補償の要件については、韓国の刑事補償法も、身体の拘束を受けた者が無罪の裁判を得た場合を補償の要件としている。具体的には、まず、刑事法による一般手続又は再審又は非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が、未決拘禁された場合、上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が原判決によって拘禁され、又は刑の執行を受けた場合、刑事法の関係規定により拘置及び拘束を受けた場合には、国家に対してその拘禁や刑の執行、又は拘置及び拘束に対する補償を請求することができる（第一条）。一方、補償不成立の要件としても、本人が捜査又は審判を誤らせる目的に虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作為することにより、起訴・未決拘禁又は有罪の裁判を受けたこととなったものと認定された場合、及び一つの裁判によって併合罪の一部に対して無罪の判決を受けても、他の部分に対し有罪の裁判を受けた場合には、裁判所の裁量により補償請求の全部又は一部を棄却することができる（第三条）。

さらに、補償の内容についても、日本の刑事補償法と同じく、補償金額を算定するときは、拘禁の種類及びその期間の長短、期間中に受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、又は精神上的の苦痛及び身体上の損傷、警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならないとしている（同法第四条二項）。また、この刑事補償の請求は、補償を受けるべき者が別途に国に対して国家賠償法による損害賠償請求

を禁じるものではない（同法第五条一項）点も日本法と同じである。

### 5 冤獄賠償法に基づく台湾の刑事補償制度

台湾においては、国家賠償法が制定されるまでには、主として民法、行政訴訟法及びその他の特別法の関係規定が国家賠償訴訟の法的根拠となっていた<sup>(9)</sup>。刑事補償法に相当する冤獄賠償法は、その特別法の一つとして、国家賠償法より二〇年余りも早く、一九五九年から制定施行されている。ただし、日本法と異なり、国家賠償と刑事補償という概念を区分しておらず、刑事補償の場合にも、冤罪賠償か国家賠償という用語を使っている。

冤罪賠償の要件については、日本の刑事補償法と類似するように、身体の拘束を受けた者が無罪の裁判を得たことが必要とされている。すなわち、刑事法により受理した事件には、不起訴処分又は無罪判決確定前に未決勾留を受けた場合、再審又は非常上告手続によって無罪判決確定前に勾留又は刑の執行を受けた場合において、被害者は、国家賠償を請求することができる（同法第一条）。しかし、不起訴処分又は無罪の宣告を受けた者が未決勾留を受け、次の事情がある場合には、賠償を請求することができない。すなわち、刑法第一八条一項、第一九条一項の規定する事由（一四才未満の者と心神喪失者の行為は罰しないこと）によるとき（同法第二条一項）、行為が公共の秩序若しくは善良の風俗に違反し、又は保安処分を施す必要があるとき（同条二項）、被害者の故意又は重大な過失によって勾留又は刑の執行を受けたとき（同条三項）、判決によって併合処罰の一部について無罪を宣告されても、他の部分について有罪の宣告を受けたとき（同条四項）、刑事法の関係規定によって不起訴処分となったとき（同条五項）、刑事法第二五二条六項の規定（被告人の死亡）によって不起訴処分を受けた時に、死亡の事由がない限り起訴すべきであると認めると足りる証拠があるとき（同条六項）である。ただし、第二条二項前段に定められ

る公共の秩序若しくは善良の風俗に違反した行為に関する規定は、既に司法院の大法官解釈に基づき、一九九九年から適用できないことになっている。その理由については、まず、有罪判決確定前に被告人の身体の自由を拘束することは、人民の身体の自由に対する嚴重な制限であるため、勾留による冤罪賠償の場合は、とりわけ人身の自由の保障という憲法の精神を尊重しなければならない。次に、本項前段の立法趣旨は、社会秩序と公共道徳の擁護にあるが、単に公序良俗に違反したことを理由に、人身の自由が身体の拘束を受けたことによつて嚴重に制限された被害者の冤罪賠償請求権を排除し、かつ、その情状が重大か否か、及び社会における通常観念の容認できる程度を超えたか否かということを判断の基準に入れない点は、本項後段及び本条の他の各項が所定する事由に比較して、輕重のバランスを取れないところがあるため、必ずしも憲法上の比例原則に合致するとは言えない<sup>23)</sup>このように、賠償しない事情とされる第二条二項の法的効力を廃止することにより、冤罪賠償の消極的要件が制限され、冤罪賠償の範囲が拡大されたことになる。

また、損害賠償との関係については、国家賠償法より冤獄賠償法のほうが先に制定されたこともあって、日本法、韓国法のような明文の規定が置かれていないものの、「被害者が同一の原因によつて既<sup>24)</sup>にその他の法律によつて損害賠償を受けたときは、この法律によつて交付する賠償額から控除しなければならない」との規定から見れば、冤獄賠償法も、被害者の国家賠償法による損害賠償の請求を妨げるものではないと思われる。

## 八 結語

以上、司法関係における国家賠償制度の法理をめぐって、比較法的な視点から、諸国の司法賠償責任に共通する司法権行使の独立という特殊要因に対する考慮と、それぞれ異なる許容範囲や成立要件の特徴、たとえば、刑法上処罰されることを原則とするドイツ法、裁判の拒絶又は職務上の重過失を条件とするフランス法、重大な過失又は裁判の拒絶若しくは犯罪のいずれかの存在を必要とするイタリア法、司法免責権を認めているイギリス法とコモン・ローの伝統に由来する主権免責の法理が大幅に残存しているアメリカ法、民事裁判における国家賠償責任を認めず、刑事裁判のみに違法原則を適用する中国法、及び故意と過失を要件とする日本法と韓国法などにおける司法賠償法制の特色を概観したうえ、司法賠償と密接に関連する刑事補償の諸問題についても分析を試みたのである。

司法活動によって被害を受けた国民の権利救済という要請と司法制度に内在する本質的制約とのバランスを適切に調和することは、司法権の作用に起因する国家賠償責任における根本的な問題である。司法権の行使に基づく国家賠償請求や司法的職務に従事する公務員個人への損害賠償請求については、裁判官の独立や判決の既判力及び上訴制度等を理由として、立法や判例によって特別の取扱いをしている国が少なくない。先に述べたように、イギリスでは、裁判官等の司法関係者は一切民事責任を追及されないという司法免責の法理が認められており、国王訴追手続法により国家責任が認められるに至った際も、司法関係者の職務行為に関しては適用が除外されたのである。アメリカにおいても、司法官に対する絶対的免責というコモン・ローの原則が継受され、連邦不法行為請求権法の

下で、裁判官の職務上の不法行為を理由として合衆国に損害賠償を請求することはできないとされる。一方、ドイツにおいては、民法八三九条二項に基づき、裁判官は、判決に際し職務義務に違反した場合に、その義務違反が枉法、收賄等の犯罪行為によつて刑事責任を生じさせたときに限り、損害賠償責任を負うので、判決の違法を理由に職務責任としての国家責任を追及することは極めて制限されていることになる。行政賠償責任の範囲を最も広く認めているフランスにおいても、司法上の不法行為に対する国家賠償責任については、職務行為上の重過失又は裁判の拒絶という公役務過失のみに著しく限定している。このような司法賠償責任に対する取扱いの相違は、「市民の人権と自由の最後の堡壘を司法権に求める司法国家制と、法秩序の維持を行政権に置く行政国家制の問題」<sup>13)</sup>として、英米法系諸国と大陸法系諸国の国家構造の性格の相違によるものと解されることがある。すなわち、司法国家制を採用する英米法系のイギリス、アメリカが司法免責の建前をとるのは、司法神聖説から当然なことであると言い得るが、一方、行政国家制を採用する大陸法系のドイツ、フランスが、司法権の特殊性格に着目して、司法賠償責任を限定的に認めている。これに対し、日本においては、国家賠償法も裁判官の職務行為につき特別の規定を置いておらず、同法が司法作用にも当然適用されるとするのが通説・判例の立場である。そして、司法賠償責任の成立要件も、行政作用のそれと同様の過失と違法性であり、欧米諸国の法制度に比してはるかに緩和するものであるように思える。この違いは、両者の社会構造の違いに由来すると解され、つまり「国家とは常に国民を保護してくれる『優しい』存在であることが期待されているから、国家の活動に関して被害を受けた者がいれば、ある程度政府の機能を阻害しても、その被害者を救済するのが国家の当然の役割であるということになる」。そこで、「アメリカに比べると、国家賠償法の被害者を救済する機能、すなわち、補償的機能が圧倒的に重視されている」のである。<sup>29)</sup>ただし、一般的に言えば、東アジア諸国における国家賠償制度の立法論・解釈論の展開が大陸法系諸国から多大の影

響を受けており、違法な司法職務行為に基づく国家賠償責任も例外ではなく、概ね一定の制限を加えていると言つてよい。ちなみに、社会主義法の性格を有する中国の国家賠償制度においては、司法賠償責任が刑事裁判に限定して認められており、民事、行政裁判の誤判に起因する損害が国家賠償の対象から除外されている。

総じて見れば、諸国が司法権の本質を特殊の国家作用として捉え、司法賠償責任を免責するか又は制限する方向にあることを窺える。そのために、司法権の作用によって現実に損害を被つた者の救済として、国家賠償請求による救済方法に全面的に期待することには限界があるのが実情である。一方、刑事補償による救済も、刑事司法をめぐる国家責任に関する法制度であるし、身体の拘束を受けた者が無罪の裁判を得た場合の損害に限定されることや、補償金額も低額であることが多いため、現実の救済手段としては十分ではないと言える。そこで、司法上の損害を受けた場合の被害者の救済に徹しようとすれば、少なくとも時代遅れの司法免責の法理から脱却することが是非とも必要であるし、また、国の司法賠償責任を制限するために設けられた犯罪や重過失などの諸要件の緩和を再考する必要もあり、さらに司法賠償制度を損害補填制度として把握し、次第に無過失責任の方向へと進むことが理想的であると考えられる。他方、刑事補償制度の拡充整備も重要な課題であり、未拘禁者に対する刑事補償、誤った有罪判決ならびに量刑決定を含む誤判に起因する刑事補償、補償金額の高額化、最終的に完全補償主義への進化を目指すことも実現されてしかるべき目標であろうと考える。

(注)

(163) 東京地判大正五年一月一〇日新聞一〇六四号二七頁によれば、「凡そ官吏が国家の機関として其職務を行ふに当り故意又は過失に因りて他人に損害を加へたりとするも、法令に特別の明文無き以上は官吏に於て其損害を賠償すべき義務無き

こと我現行の法制上疑を容れざる所なり。雖て本案につき之を觀るに被告等が原告の営利誘拐被告事件の上告裁判を爲すに當り、原告の主張したる前記上告第五の論旨を理由なしとて排斥し上告を棄却したる事實は、当事者間に争いなき所なりと雖も、被告等の右行為は当時大審院判事として其職務を執行したるものに外ならざるが故に、仮に原告主張の如く被告等が故意を以て刑事訴訟法の解釈を謬り原告に損害を与へたりとするも、我現行法令中被告等が之に対し損害賠償の責に任ずべきことを規定したるもの一も之れあること無ければ、原告に於ては之が訴求の途無きものと云わざるべからずといふことである。なお、古崎慶長「国家賠償法」二七五頁、有斐閣（昭和四六年）参照。

(164) その経緯について、宇賀克也・前掲注(33)六五三頁注四、宇賀克也「国家補償法」二九頁以下、有斐閣（一九九七年）、大藤敏「裁判官の職務行為と国家賠償責任に関する裁判例の考察」判例タイムズ三五二号一〇三頁を参照されたい。

(165) 阿部泰隆・前掲注(19)。

(166) 田中二郎「新版行政法・上巻（全訂第二版）」二〇四頁以下、弘文堂（昭和四九年）。今村成和「国家補償法」一〇〇頁、有斐閣（昭和三年）。古崎慶長「国家賠償法」二七六頁、有斐閣（昭和四六年）。下山英二「国家補償法」一三二頁、筑摩書房（昭和四八年）。杉村敏正「行政法講義総論（中）」一一四頁、有斐閣（昭和三八年）。遠藤博也「国家補償法・上巻」一四四頁、青林書院新社（昭和五六年）等。

(167) この問題について最初に論及したのは、仙台高裁昭和二六年三月五日判決であり、適用肯定説によるべきことを明言した。その後によく諸判決も、判決理由に照らして適用肯定説を前提にしていたことは明白である。なお、大藤敏・前掲注(164)一〇一頁参照。

(168) 館忠彦「司法関係における国家賠償の概観とその傾向」法律のひろば一九卷二二号二三頁。

(169) 常岡孝好・前掲注(23)三一〇頁、古崎慶長「国家賠償法研究」五九頁、日本評論社（一九八五年）、大藤敏・前掲注(164)九六頁参照。

(170) 西迪雄・前掲注(98)一二五頁以下。

- (171) 綿貫芳源「国家賠償責任と司法権の限界」西村宏一ほか編「国家補償法大系二・国家賠償法の課題」所収、日本評論社(一九八八年)四三頁。
- (172) 綿貫芳源・前掲注(171)五九頁以下。
- (173) 法務省訟務局「裁判官の職務行為と国家賠償責任に関する裁判例の研究」四一頁以下(昭和五七年三月)。
- (174) 西村宏一・前掲注(20)八四頁。桜田勝義・前掲注(75)七四頁。
- (175) 楠木安雄「裁判官の行為と国の賠償責任」訟務月報二〇卷一〇号一九五頁。
- (176) 常岡孝好・前掲注(23)三一〇頁、古崎慶長・前掲注(169)六〇頁参照。
- (177) 西村宏一・前掲注(20)八四頁以下。
- (178) 桜田勝義・前掲注(75)七四頁。
- (179) 雄川一郎「国家補償総説」雄川一郎論文集第一卷・行政の法理」所収、有斐閣(昭和六一年)四八四頁。
- (180) 楠木安雄・前掲注(175)二〇一頁。
- (181) 桜田勝義・前掲注(75)七四頁、村重慶一「刑事事件をめぐる国家賠償の研究(増補版)」法務研究報告書五六集三号一二二頁、法曹会(一九七四年)。染野義信「裁判官の国家賠償責任(1)」統民事訴訟判例百選二二頁等。
- (182) 大藤敏・前掲注(164)九九頁以下に詳述するところを参照されたい。
- (183) その詳細については、大藤敏・前掲注(164)九六頁以下を参照されたい。
- (184) 斉藤秀夫「裁判官の国家賠償責任(2)」統民事訴訟判例百選二三三頁、大藤敏・前掲注(164)一〇一頁等。
- (185) 常岡孝好・前掲注(23)三二二頁、宇賀克也・前掲注(33)六五二頁、藤谷正博「裁判と裁判官の国家賠償責任」ジュリスト(Na七九二)昭和五七年度重要判例解説四三頁。
- (186) 有吉一郎「裁判の過誤と国家賠償責任」判例タイムズ五一九号五〇頁。芝池義一・前掲注(21)七二八頁。古崎慶長「争訟の裁判と国家賠償責任」判例タイムズ五〇五号二〇八頁。

- (187) 古崎慶長・前掲注(169) 六八頁参照。
- (188) 佐々木恭三・前掲注(27) 一六頁。
- (189) 古崎慶長「国家賠償法の諸問題」一五八頁、有斐閣(一九九一年)。
- (190) 佐々木恭三・前掲注(27) 一七頁。
- (191) 阿部泰隆「裁判と国家賠償」ジュリスト(九九三号) 六九頁。
- (192) 常岡孝好・前掲注(23) 三一頁参照。
- (193) 阿部泰隆・前掲注(191)。
- (194) 常岡孝好・前掲注(23) 三一頁。阿部泰隆・前掲注(191) 七〇頁。
- (195) 阿部泰隆・前掲注(191) 七四頁以下。
- (196) 応松年ほか・前掲注(58) 一四四頁。
- (197) 室井敬井「肖氏に『中国国家賠償法の状況』を聞く」による。並細並法学二八卷一号一三八頁。
- (198) 室井敬井・前掲注(197)。
- (199) 肖恂・前掲注(58)。
- (200) 張勇「中国の新しい国家賠償法の特徴と問題点」名古屋大学法政論集一五八号一九五頁。
- (201) 中国の国賠法は、受理範囲について列挙式を採用していると同時に、違法責任原則を帰責要件としている。したがって、行政、司法機関及びその公務員が、違法に職権を行使することによって公民等の法律上の権利利益を侵害して損害を生じさせた場合には、故意または過失があっても、国賠法に定められている受理事項でない限り、被害者は、国賠訴訟を提起しても却下されることになると考えられる。この意味から、国賠法上の過失の客観化の中で、主観的な事情に関わる過失責任原則よりも、客観的法規範違反を強調する違法責任原則のほうが、より被害者の賠償請求に有利な帰責要件であるのに、中国法の場合には、かえって国家賠償事件の受理範囲を狭め、加害者の被った損害の救済を妨げるものになつて

いると言わざるを得ない。

(202) 民事、行政訴訟及び判決・裁定等の執行を含む概念と解される。(陳春龍「中国司法賠償—實務操作与理論探討」二五九頁以下、法律出版社(二〇〇二年)。

(203) 最高人民法院、最高人民檢察院、公安部、国家安全部、司法部、全人代常務委員会法制工作委员会「刑事訴訟法の実施における若干の問題に関する規定」(一九九八年一月一九日)二六条による。

(204) 中国の国会に当たる全国人民代表大会常務委員会は、二〇〇〇年に法律執行の監督権を行使する一環として、一九九六年に修正された刑訴法の実施状況に対する検査を二二の省、自治区、直轄市において行ったが、この検査を通じて、拷問による自白の強要は依然として刑訴法の実施における無視できない三つの主たる問題点の二つ目であることが明らかにされた。この問題が抜本的な解決を得られない原因としては、刑事事件を処理する一部の担当要員には、犯罪容疑者の適法な権利利益を保障する法的意識が薄いこと、自供を重んじ証拠を軽視するという古い觀念が改められていないこと、また多くの公安・司法機關の内部におけるチエック・アンド・バランスのメカニズムは不健全であることが指摘されたのである。(全国人民代表大会常務委員会公報二〇〇一年第一号六六頁以下)。

(205) 「王建中等因被錯判申請吉林省高級人民法院刑事賠償案」最高人民法院中国応用法学研究所編「人民法院案例選」二〇〇一年第二集(総第三六集)四五〇頁、人民法院出版社(二〇〇一年)。

(206) 薛剛凌・前掲注(58)二三三四頁以下。

(207) 馬中東「好難打的国家賠償官司」民主与法制二〇〇〇年第八号(総第三一三号)一二二頁。

(208) 「某公司不服執行查封裁定行為申請広東省某区法院非刑事司法賠償案」柳福華主編「国家賠償名案点評」二五〇頁以下、人民法院出版社(一九九七年)。

(209) 張歩洪「国家賠償法判解与応用」一四四頁、中国法制出版社(二〇〇〇年)。薛剛凌・前掲注(58)二三三八頁。

(210) 例えば、馬春建氏が鄧州市人民檢察院による誤った逮捕を訴える司法賠償請求事件においては、賠償請求人が故意に

他人の身体を傷害して軽傷を生じさせたことを証明する証拠があるため、治安処罰に処せられたにもかかわらず、当該事件を審理する南陽市中級人民法院の賠償委員会は、やはり鄧州市人民檢察院により馬春建に対して誤った逮捕に基づく賠償金を支払うことを決定した。(最高人民法院中国応用法学研究所編「人民法院案例選」一九九八年第四集(総第二六集)三五六頁、時事出版社(一九九九年)。

(211) 薛剛凌・前掲注(58)一三八頁以下。

(212) 陳春龍・前掲注(202)五八頁。

(213) 陳春龍・前掲注(202)六〇頁、薛剛凌・前掲注(58)二六二頁。

(214) 馬懷徳・陳瑞華「国家賠償法三人談」法制日報二〇〇一年一月一四日。

(215) 馬懷徳ほか・前掲注(214)。

(216) 陳春龍・前掲注(202)三四四頁。

(217) 陳春龍・前掲注(202)六一頁以下。

(218) 陳春龍・前掲注(202)四九頁。

(219) 李国光・最高人民法院副院長「深入鑽研国家賠償理論 不断推進国家賠償工作」人民法院報二〇〇一年三月二五日。

(220) 応松年・全国人民代表大会内務司法委員会委員の発言による、人民政協報二〇〇一年三月二一日。

(221) 張春莉「国家賠償法亟須修改」人民政協報二〇〇一年三月二一日。「国家賠償法看上去很美」專家學者、公安民警談国家賠償」人民公安二〇〇一年第五号、庄会寧・黄玉蓉「法学專家談中国《司法賠償法》四個缺陷」瞭望新聞週刊二〇〇一年第三八号(九月一七日)。

(222) 陳春龍・前掲注(202)五一頁。

(223) 李国光・前掲注(219)。

(224) 最高人民法院は、二〇〇〇年一二月に「人民檢察院の刑事賠償業務に関する規定」を真剣に貫徹・執行することに

関する通知」(高検発刑申字「二〇〇〇」一号)を發布した。その中では、各級の検察機関に対し、「責任を持って賠償の決定を真剣に執行しなければならない。各級の人民検察院は、賠償義務機関の行った賠償決定、不服審査機関による不服審査決定及び人民検察院による賠償決定を割引せず真剣に執行し、確実に遂行することを確保しなければならない。封印、差押、凍結、追納した当事者の財産に対し、いったん返還の決定が行われた場合には、即時にそれを執行しなければならない。封印、差押、凍結、追納した当事者の財産に対し、いったん返還の決定が行われた場合には、即時にそれを執行しなければならない。す、かつしていい加減にしてはならない」(第四条)ことを強い口調で抽象的に要求しているものの、この指示が確実に遂行されることを確保するための具体的な措置が欠如しているように見える。ちなみに、この通知は、あくまでも検察機関内部の指示であるため、すべての司法関係機関及びその公務員に拘束力を有するものではないし、外部の裁判機関による強制執行の可否問題に言及することもできないのである。したがって、司法賠償決定の「執行難」の問題を根本的に解決するためには、やはり統一的な立法上の対策が必要であるように思われる。

(225) 顔承栄、何能高「試論司法賠償的特徴、条件及完善」人民檢察一九九五年第二号。

(226) 綿貫芳源・前掲注(17)三四頁。

(227) 高田卓爾「刑事補償法」二九頁、有斐閣(一九六三年)。

(228) 小野清一郎「刑事補償法の法理(2)」国家四六卷六号(一九三三年)三四頁。

(229) 田中二郎「行政上の損害賠償及び損失補償」二二三頁、酒井書店(一九五四年)。団藤重光「新刑事訴訟法綱要」(改訂版)「五三一頁、創文社(一九四九年)。今村成和「国家補償法」三頁、有斐閣(一九五七年)。高田卓爾・前掲注(225)三四頁等。

(230) 雄川一郎「日本の国家責任法」雄川一郎論文集第一卷・行政の法理」所収、有斐閣(昭和六一年)三三二九頁。

(231) 「注解日本国憲法(上)」六八八頁、有斐閣(一九九五年)。

(232) 村重慶一・前掲注(31)九五頁以下、村重慶一・前掲注(18)八二頁参照。

(233) 村重慶一・前掲注(31)九六頁。

- (234) 平井重信・前掲注(25)一五六頁注(1)参照。
- (235) 古崎慶長「国家賠償法の理論」三三三頁、有斐閣(昭和五六年)。
- (236) 高田卓爾・前掲注(227)四〇頁。
- (237) 平井重信・前掲注(25)一〇六頁以下。
- (238) これらの裁判例につき詳しくは、村重慶一・前掲注(31)九六頁以下を参照されたい。
- (239) 村重慶一・前掲注(31)九六頁。
- (240) 村重慶一・前掲注(31)一〇二頁。
- (241) 例えば、民法第一六八条に基づき、「公務員が、故意に第三者に対し執行すべき職務に違背して第三者の権利に損害を与えたときは、賠償責任を負う。過失によるものは、被害者が他の方法によつて賠償を受けることができなるときにだけ、その賠償責任を負う」ため、同条に定める権利侵害行為については、民事訴訟によつて損害賠償を請求することができる。また、行政機関による権利侵害の場合には、行訴法第二条により、行政訴訟に附帯して賠償請求ができる。このほかに、警機使用条例第九条により、警察官が、職務執行に当たり、不当に銃などを使用した場合に国家賠償責任を負う。土地法第六八条により、地政機関が賠償責任を負うことがある。
- (242) 司法院大法官書記処編集「司法院大法官解釈関係法令檢索(第二冊)」六二二頁、積字第四八八号解釈(一九九九年七月三〇日)参照。
- (243) 桜田勝義・前掲注(75)七四頁。
- (244) 岩淵正紀・前掲注(161)三頁。

付記

本稿は、平成一・二年度〜一四年度科学研究費助成金(基盤(C)(2)一般)による研究成果の一部である。